

## 第 2 章 食 品 衛 生 関 係 事 業

第1節 許可事務	33
1 食品衛生法関係	33
(1) 許可を要するもの	33
(2) 報告するもの	33
2 食品製造業等取締条例関係	33
(1) 許可を要するもの	33
(2) 届出を要するもの	33
3 許可業態の有効期間	34
第2節 監視指導業務	35
1 監視業務	35
2 監視対象	35
3 監視指導	35
第3節 食品衛生管理者	54
第4節 製品検査	55
第5節 シアン化合物含有豆類の処理状況	56
第6節 輸入食品対策	57
1 輸入食品対策実施結果	57
2 輸入食品の放射能検査結果	59
3 輸入農産物の残留農薬検査結果	61
4 都区の輸入食品監視結果	72
第7節 牛乳衛生	73
1 生乳の使用量と牛乳等の製造量	73
2 食品環境指導センター牛乳検査係	73
3 牛乳類の残留農薬の推移	73
第8節 食肉・水産食品衛生	77
1 と畜場及び食肉衛生検査所	77
2 市場衛生検査所	77
3 ふぐ	77
4 食鳥検査	84
第9節 食品汚染対策	87
1 魚介類等の水銀汚染調査結果	87
2 食品等のPCB汚染調査結果	88
3 魚介類のTBTO等汚染調査の結果	90
4 野菜類に含有される硝酸根等の実態調査	100
第10節 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	103
1 旅館及び宿泊所	103
(1) 月別学校数及び延利用人員数	103

(2) 依頼通知先件数 .....	103
2 食事及び弁当調製所 .....	104
(1) 月別学校数及び延利用人員数 .....	104
(2) 依頼通知先件数 .....	104
第11節 特殊事業 .....	106
1 野菜・青果物の細菌及び寄生虫卵等の検査結果 .....	106
2 学校給食用牛乳及び食品の検査結果 .....	111
(1) 学校給食用牛乳の検査 .....	111
(2) 学校給食用食品の検査 .....	111
3 災害救助用食品の検査 .....	111

## 第 2 章 食 品 衛 生 関 係 事 業

### 第 1 節 許 可 事 務

#### 1 食品衛生法関係

##### (1) 許可を要するもの

食品衛生法第20条の規定により、都道府県知事が施設について基準を定め、同法第21条の規定に基づく許可を要する営業として、同法施行令第5条により34業種が指定されている。

多摩、島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則により、このうち23業種の許可の権限が保健所長に委任（一部委任を含む）され、特別区においては、9業種が特別区長の権限として、また、14業種が東京都区長委任条項により許可の権限が特別区長に委任（一部委任を含む）されていたが、平成2年12月、食品衛生法施行令第8条が改正され、従来、知事の権限とされていた25業種のうち、18業種に対する許可等の権限が、平成3年4月、特別区長に移管された。

多摩、島しょ地域においては、これに伴う東京都保健所長委任規則の改正により、保健所長に新たに7業種が委任され、30業種（一部委任を含む）の委任となった。

また、特別区においては、従来、特別区長の権限である9業種に18業種が加わり27業種となり、東京都区長委任条項により一部委任されている3業種と併せ、30業種の許可が特別区長の権限となった。ただし、卸売市場外の7業種（一部委任している3業種を含む）と卸売市場内の全業種については、知事の許可権限となっている。

##### (2) 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後10日以内に所轄保健所長に届出すべき営業が10業種指定されている。

#### 2 食品製造業等取締条例関係

##### (1) 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として7業種が指定されており、許可権限は、多摩、島しょ地域では東京都保健所長委任規則により保健所長に、特別区の区域においては東京都区長委任条項により特別区長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場内では、知事に許可の権限がある。

##### (2) 届出を要するもの

菓子、アイスクリーム類、魚介類（生きているものを除く）及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類またはそう菜類の行商人に対しては、届出のうえ鑑札及び記章の交付を行っている。届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩、島しょ地域では東京都保健所長委任規則により保健所長に、特別区の区域においては東京都区長委任条項により特別区長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場内では、知事に権限がある。

### 3 許可業態の有効期間

施設の耐久生、保全性等の程度により、2年（特殊業態に限り）、3年、4年、5年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は、交付の日からその年の12月31日までである。

## 第 2 節 監視指導業務

### 1 監視業務

食品衛生監視員は、食品営業施設に立入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。

### 2 監視対象

食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業である。

### 3 監視指導

平成 5 年度の監視対象となった食品衛生営業施設及び監視指導件数は次表のとおりである。

# 食 品 衛 生 関

	総 計	(1)食品衛生法第21条に規定する営業(総計)	飲 食 店 営 業									
			小 計	旅館・ホテル	バー・キャバレー	一 般 飲 食 店	民生食堂	すし屋	そば屋	仕出し屋	弁当屋	
4年度	全都	489,659	291,898	182,083	2,813	6,380	128,232	119	8,288	6,652	1,406	7,215
	都	121,412	62,033	34,333	1,385	357	22,479	—	1,603	1,346	320	1,640
	区	368,247	229,865	147,750	1,428	6,023	105,753	119	6,685	5,306	1,086	5,575
5年度	全都	495,630	295,650	183,761	2,753	6,312	129,111	115	8,195	6,706	1,514	7,404
	都	124,288	62,866	34,554	1,333	353	22,561	—	1,591	1,362	360	1,661
	区	371,342	232,784	149,207	1,420	5,959	106,550	115	6,604	5,344	1,154	5,743
千代田	14,487	11,241	6,601	71	105	4,877	2	323	286	16	244	
中 央	22,108	16,028	10,606	57	2,226	6,448	5	438	265	33	326	
港	23,767	17,808	12,149	103	1,214	8,992	9	395	281	45	216	
新 宿	25,144	17,927	13,158	201	566	10,620	1	421	312	68	221	
文 京	8,778	5,617	3,548	63	53	2,588	9	158	140	31	142	
台 東	15,652	10,534	7,732	232	241	5,341	16	330	260	33	170	
墨 田	12,785	6,695	4,405	30	313	3,076	14	209	144	30	130	
江 東	14,386	9,080	4,971	36	32	3,385	10	225	175	62	236	
品 川	15,545	9,918	6,029	54	154	4,153	9	307	199	60	251	
目 黒	8,221	5,582	3,494	30	88	2,487	1	165	138	46	151	
大 田	29,664	15,041	8,817	73	199	5,778	3	380	324	109	491	
世田谷	24,829	12,395	7,344	13	33	5,202	9	342	309	88	375	
澁 谷	13,840	9,894	6,896	112	168	5,209	2	239	194	62	235	
中 野	9,910	5,919	3,864	12	31	2,862	5	228	167	33	169	
杉 並	14,805	8,638	5,518	20	63	3,917	—	286	246	46	288	
豊 島	15,083	10,292	6,986	116	153	5,310	1	339	211	46	232	
北	13,055	7,480	4,687	36	60	3,374	—	225	176	30	205	
荒 川	8,234	4,734	2,954	15	58	2,161	11	148	108	16	80	
板 橋	14,959	9,379	5,564	14	29	3,925	3	292	251	64	295	
練 馬	16,324	8,735	5,200	6	17	3,605	—	278	254	73	299	
足 立	18,406	11,614	7,021	58	16	4,868	2	344	373	58	410	
葛 飾	15,143	8,292	5,272	23	53	3,750	2	228	269	55	288	
江 戸 川	16,217	9,941	6,391	45	87	4,622	1	304	262	50	289	
青 梅	4,268	2,472	1,307	109	18	812	—	51	48	17	60	
福 生	5,767	3,227	1,879	24	32	1,306	—	60	70	30	95	
五 日 市	3,100	1,364	681	78	—	347	—	29	28	18	37	
八 王 子	15,317	8,208	4,391	69	42	3,014	—	207	141	32	215	
日 野	3,901	2,326	1,045	4	3	674	—	49	46	13	69	
多 摩	4,115	2,457	1,257	9	11	842	—	48	49	19	61	
町 田	9,844	5,076	2,750	17	26	2,006	—	138	94	20	107	
府 中	8,049	3,878	1,946	20	11	1,292	—	91	80	32	97	
武蔵調布	7,875	4,189	2,323	16	10	1,531	—	156	116	33	58	
小 金 井	6,727	2,898	1,802	10	32	1,172	—	78	79	12	100	
立 川	16,013	7,790	4,317	84	45	2,860	—	184	184	57	244	
武蔵野	6,972	3,664	2,303	16	77	1,686	—	99	76	14	63	
三 鷹	5,139	2,229	1,155	6	6	705	—	76	58	15	70	
田 無	5,828	2,671	1,527	8	11	975	—	74	73	7	92	
東久留米	4,593	2,099	1,076	8	10	667	—	60	66	18	86	
小 平	6,596	2,719	1,425	8	—	921	—	51	65	6	97	
東 村 山	5,397	3,200	1,779	17	6	1,211	—	112	79	12	96	
大 島	2,769	1,400	964	568	4	283	—	19	4	1	7	
三 宅	873	335	207	119	—	61	—	1	1	—	4	
八 丈	861	498	301	107	9	157	—	4	5	4	3	
小 笠 原	284	166	119	36	—	39	—	4	—	—	—	

# 係 施 設 数 (その 1)

(平成6年3月末現在)

飲 食 店 営 業								喫 茶 店 営 業			
そうざい店	移 動	臨 時	許可ある 集団給食	自 動 車	自 動 販 売 機	天ぶら船	屋 形 船	小 計	店 舗	自 動 販 売 機	自 動 車
8,925	891	2,356	6,569	358	1,621	100	158	26,873	1,520	25,318	35
2,002	135	989	1,577	91	409	-	-	6,046	267	5,765	14
6,923	756	1,367	4,992	267	1,212	100	158	20,827	1,253	19,553	21
8,947	1,012	2,438	6,738	471	1,774	93	178	28,271	1,496	26,738	37
1,994	144	961	1,646	123	465	-	-	6,410	289	6,109	12
6,953	868	1,477	5,092	348	1,309	93	178	21,861	1,207	20,629	25
70	6	27	460	7	107	-	-	2,370	91	2,275	4
158	30	103	412	19	71	4	11	1,761	65	1,695	1
133	50	35	456	12	173	12	23	2,498	98	2,400	-
203	31	85	333	12	84	-	-	1,793	113	1,677	3
127	17	2	181	4	33	-	-	549	24	524	1
210	94	619	108	12	35	6	25	701	73	628	-
255	34	33	87	7	16	7	20	409	12	397	-
271	38	21	256	28	151	14	31	1,230	31	1,199	-
395	38	-	275	17	88	11	18	1,243	46	1,197	-
199	9	7	145	8	20	-	-	498	29	469	-
577	66	242	344	59	159	6	7	1,450	44	1,406	-
483	41	32	335	22	60	-	-	915	64	848	3
194	42	135	245	11	48	-	-	1,112	144	967	1
193	21	3	118	7	15	-	-	364	34	328	2
344	39	1	236	11	21	-	-	464	41	422	1
338	49	11	151	4	25	-	-	883	79	802	2
363	44	5	123	10	36	-	-	577	30	546	1
257	28	1	57	6	7	-	1	228	25	203	-
374	32	28	194	10	53	-	-	792	25	765	2
381	32	34	174	20	27	-	-	499	74	424	1
638	62	5	119	19	39	6	4	606	22	584	-
408	22	44	99	16	13	2	-	421	20	400	1
382	43	4	184	27	28	25	38	498	23	473	2
80	3	13	70	1	25	-	-	249	13	236	-
74	7	95	63	9	14	-	-	378	11	367	-
48	2	69	18	1	6	-	-	100	5	95	-
213	6	169	197	17	69	-	-	884	30	854	-
54	3	4	93	6	27	-	-	455	9	446	-
82	8	22	75	7	24	-	-	296	19	276	1
126	11	5	119	15	66	-	-	488	26	462	-
101	9	62	120	8	23	-	-	573	23	549	1
157	8	76	127	10	25	-	-	382	19	362	1
105	8	84	113	1	8	-	-	170	18	152	-
227	26	154	163	9	80	-	-	893	27	864	2
126	4	5	115	6	16	-	-	339	42	297	-
81	1	8	103	15	11	-	-	259	5	250	4
129	7	55	79	2	15	-	-	220	7	212	1
95	8	6	37	5	10	-	-	156	3	153	-
102	11	47	89	7	21	-	-	316	2	314	-
127	8	39	56	4	12	-	-	221	7	213	1
45	13	7	-	-	13	-	-	18	10	7	1
11	1	8	1	-	-	-	-	4	4	-	-
10	-	2	-	-	-	-	-	7	7	-	-
1	-	31	8	-	-	-	-	2	2	-	-

食 品 衛 生 関

	菓 子 製 造 業								あ ん 類 製 造 業	アイスクリーム 類 製 造 業	乳 処 理 業	特別牛乳 さ く 取 処 理 業
	小 計	パ ン 製 造 業	生 菓 子 製 造 業	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	移 動	臨 時	自 動 車					
4年度	全都	10,446	2,354	5,207	2,288	73	511	13	68	1,041	16	-
	都	2,720	598	1,422	444	13	234	9	12	264	12	-
	区	7,726	1,756	3,785	1,844	60	277	4	56	777	4	-
5年度	全都	10,404	2,352	5,171	2,282	75	511	13	67	1,137	16	-
	都	2,742	609	1,405	474	11	234	9	12	275	12	-
	区	7,662	1,743	3,766	1,808	64	277	4	55	862	4	-
千代田	173	48	79	42	3	1	-	-	24	-	-	
中 央	297	37	192	39	18	11	-	2	36	-	-	
港	313	68	197	42	3	3	-	1	54	-	-	
新 宿	349	79	167	84	2	17	-	3	39	1	-	
文 京	183	49	95	38	-	1	-	-	30	-	-	
台 東	486	58	169	127	11	120	1	-	36	-	-	
墨 田	263	43	15	105	-	-	-	3	33	-	-	
江 東	286	78	132	72	-	4	-	9	32	-	-	
品 川	244	72	106	66	-	-	-	2	45	-	-	
目 黒	232	63	126	43	-	-	-	1	28	-	-	
大 田	561	147	268	71	-	75	-	2	65	-	-	
世 田 谷	560	147	322	79	3	9	-	1	46	1	-	
渋 谷	269	63	149	46	1	9	1	1	28	-	-	
中 野	239	36	142	56	1	3	1	1	23	-	-	
杉 並	355	101	188	63	2	1	-	2	29	-	-	
豊 島	336	76	193	62	3	2	-	5	39	-	-	
北	282	86	127	64	-	5	-	3	31	1	-	
荒 川	220	38	52	128	1	1	-	2	35	-	-	
板 橋	345	85	194	58	2	6	-	9	40	-	-	
練 馬	415	98	193	113	9	2	-	-	60	-	-	
足 立	560	116	25	186	2	-	1	3	42	-	-	
葛 飾	337	70	143	118	1	5	-	3	32	1	-	
江 戸 川	357	85	162	106	2	2	-	2	35	-	-	
青 梅	113	21	69	20	2	1	-	2	11	-	-	
福 生	119	26	60	20	-	13	-	-	11	1	-	
五 日 市	72	13	40	4	-	15	-	-	18	1	-	
八 王 子	348	68	168	50	1	61	-	2	37	-	-	
日 野	80	23	38	17	1	1	-	-	17	1	-	
多 摩	118	37	43	25	-	10	3	-	11	-	-	
町 田	253	79	131	36	-	4	3	1	23	1	-	
府 中	118	30	64	19	-	5	-	-	13	2	-	
武蔵調布	194	37	101	17	2	37	-	-	14	1	-	
小 金 井	128	26	75	14	-	12	1	-	10	-	-	
立 川	301	64	137	60	2	38	-	-	21	1	-	
武蔵野	166	27	96	41	1	1	-	2	26	-	-	
三 鷹	85	20	53	9	-	2	1	2	10	-	-	
田 無	131	34	56	30	1	10	-	1	12	-	-	
東久留米	124	32	67	23	-	2	-	1	6	-	-	
小 平	149	24	98	17	1	9	-	-	6	-	-	
東 村 山	160	35	81	37	-	7	-	1	15	1	-	
大 島	56	6	2	26	-	1	1	-	10	1	-	
三 宅	11	1	4	4	-	2	-	-	-	1	-	
八 丈	11	5	2	4	-	-	-	-	4	1	-	
小 笠 原	5	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	



係 施 設 数 (その2)

(平成6年3月末現在)

乳 製 品 製 造 業	集 乳 業	乳 類 販 売 業					食 肉 処 理 業	食 肉 販 売 業			
		小 計	専 業	ショウケ ー ス 売	自 動 販 売 機	移 動 販 売 車		小 計	一 般	包 装	移 動 販 売 車
95	1	35,885	1,494	23,408	10,841	142	1,053	14,002	6,697	7,217	88
36	-	9,309	391	6,367	2,481	70	179	3,872	1,592	2,221	59
59	1	26,576	1,103	17,041	8,360	72	874	10,130	5,105	4,996	29
90	1	36,211	1,492	22,970	11,590	159	1,066	14,098	6,475	7,536	87
37	-	9,381	406	6,259	2,627	89	182	3,906	1,570	2,270	66
53	1	26,830	1,086	16,711	8,963	70	884	10,192	4,905	5,266	21
1	-	1,710	18	630	1,062	-	16	139	64	75	-
2	-	1,213	30	460	723	-	22	300	200	100	-
2	-	1,886	35	747	1,095	9	136	326	140	180	6
11	-	1,553	35	783	735	-	38	444	220	224	-
-	-	716	32	452	231	1	8	246	116	130	-
2	-	828	28	572	228	-	26	254	124	130	-
3	-	754	53	552	149	-	27	344	177	165	2
1	-	1,396	49	697	649	1	42	438	195	243	-
1	-	1,284	48	714	520	2	52	425	199	225	1
1	-	672	34	432	204	2	20	292	141	151	-
4	-	2,054	103	1,263	667	21	49	791	366	424	1
6	-	1,681	92	1,218	368	3	30	812	374	437	1
1	-	903	23	493	387	-	20	287	132	153	2
2	-	616	35	474	106	1	28	330	151	179	-
1	1	1,031	41	798	190	2	18	564	282	281	1
4	-	1,010	27	648	335	-	37	427	202	225	-
3	-	893	43	650	199	1	27	404	180	224	-
-	-	595	37	434	124	-	35	272	158	114	-
1	-	1,261	57	916	288	-	58	560	253	306	1
1	-	1,089	34	923	114	18	44	632	312	319	1
2	-	1,486	104	1,171	209	2	97	777	379	395	3
3	-	958	69	714	171	4	24	521	269	252	-
1	-	1,241	59	970	209	3	30	607	271	334	2
-	-	413	17	271	119	6	4	147	53	87	7
-	-	434	19	262	153	-	11	166	60	106	-
1	-	252	13	189	44	6	3	102	38	53	11
1	-	1,226	49	792	368	17	23	541	187	346	8
1	-	440	18	248	170	4	3	130	49	80	1
3	-	390	21	225	134	10	1	172	68	94	10
1	-	831	29	563	210	29	12	330	97	210	23
7	-	699	27	350	319	3	8	202	92	109	1
5	-	563	28	415	116	4	7	296	141	155	-
1	-	381	16	285	80	-	13	182	81	101	-
3	-	1,095	52	698	344	1	48	450	175	275	-
2	-	425	15	262	147	1	4	174	40	134	-
-	-	355	24	238	91	2	8	149	69	77	3
-	-	363	19	267	74	3	2	182	96	86	-
1	-	345	21	260	63	1	12	162	61	101	-
1	-	444	22	315	106	1	5	165	60	104	1
6	-	485	14	385	86	-	14	221	97	124	-
1	-	133	2	130	1	-	1	67	56	11	-
2	-	39	-	39	-	-	3	23	23	-	-
1	-	55	-	54	-	1	-	37	25	11	1
-	-	13	-	11	2	-	-	8	2	6	-

# 食 品 衛 生 関

	食肉製品 製造業	魚介類販売業				魚介類 せり売業	魚 肉 ねり製品 製造業	食品の冷凍又は冷蔵業			
		小 計	一 般	包 装	移 動 販 売 車			小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業	
4年度	全都	239	14,224	7,063	6,750	411	25	315	402	165	237
	都	79	3,713	1,531	2,053	129	16	44	112	65	47
	区	163	10,511	5,532	4,697	282	9	271	290	100	190
5年度	全都	230	14,520	7,025	7,068	427	26	302	419	172	247
	都	74	3,815	1,568	2,109	138	17	41	122	76	46
	区	156	10,705	5,457	4,959	289	9	261	297	96	201
千代田	2	125	73	51	1	-	4	9	8	1	
中 央 港	3	1,533	1,423	96	14	7	18	51	13	38	
新 宿	7	291	94	179	18	-	5	20	6	14	
文 京	6	388	175	209	4	-	9	5	4	1	
台 東	1	239	97	136	6	-	5	-	-	-	
墨 田	13	278	172	102	4	-	8	-	-	-	
江 東	2	280	118	147	15	-	9	2	1	1	
品 川	7	441	198	211	32	-	10	17	7	10	
目 黒	11	380	155	220	5	-	17	13	7	6	
大 田	2	244	95	146	3	-	10	1	-	1	
世田谷	7	865	434	403	28	2	17	112	15	97	
澁 谷	17	751	307	434	10	-	9	3	1	2	
中 野	3	266	115	147	4	-	4	5	5	-	
杉 並	8	302	126	172	4	-	7	4	3	1	
豊 島	13	482	200	276	6	-	12	2	1	1	
北	5	392	183	207	2	-	7	3	2	1	
荒 川	1	375	151	212	12	-	21	3	2	1	
板 橋	3	236	133	97	6	-	9	6	1	5	
練 馬	15	517	201	307	9	-	18	12	7	5	
足 立	17	566	241	307	18	-	11	6	4	2	
葛 飾	9	688	300	333	55	-	18	12	4	8	
江 戸 川	3	479	221	245	13	-	20	6	4	2	
青 梅	1	587	245	322	20	-	13	5	1	4	
福 生	1	148	58	79	11	-	-	5	5	-	
五 日 市	5	153	55	98	-	-	-	16	16	-	
八 王 子	-	105	40	50	15	-	-	-	-	-	
日 野	11	554	247	294	13	1	7	18	12	6	
多 摩	3	127	49	75	3	-	1	-	-	-	
町 田	6	158	50	97	11	-	5	4	2	2	
府 中	4	301	99	189	13	-	2	2	2	-	
武蔵調布	2	212	92	113	7	-	2	13	8	5	
小 金 井	2	286	122	152	12	-	-	9	5	4	
立 川	4	161	61	97	3	-	-	1	-	1	
武 蔵 野	15	467	171	278	18	-	5	13	8	5	
三 鷹	3	175	81	86	8	-	7	1	-	1	
田 無	3	148	53	88	7	-	2	2	2	-	
東久留米	4	161	59	96	6	-	5	2	1	1	
小 平	5	158	57	99	2	1	1	4	3	1	
東 村 山	2	160	54	103	3	-	2	2	2	-	
大 島	2	204	111	88	5	-	-	10	7	3	
三 宅	2	70	60	10	-	6	1	8	2	6	
八 丈	-	22	22	-	-	2	-	5	-	5	
小 笠 原	-	36	24	11	1	5	-	5	1	4	
	-	9	3	6	-	2	1	2	-	2	

係 施 設 数 (その 3)

(平成6年3月末現在)

食品の放射 線照射業	清涼飲料水 製造業	乳酸菌飲料 製造業	氷 雪 製 造 業					氷 雪 販 売 業	食 用 油 脂 製 造 業		
			小 計	氷 雪 製 造 業	自 動 角 水 製 造 機	自 動 販 売 機	小 計		動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂	
-	77	9	115	38	61	16	449	57	38	19	
-	32	6	41	15	23	3	57	16	8	8	
-	45	3	74	23	38	13	392	41	30	11	
-	78	9	111	37	61	13	430	58	39	19	
-	31	6	41	15	24	2	59	16	8	8	
-	47	3	70	22	37	11	371	42	31	11	
-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	
-	1	-	10	7	-	3	23	1	1	-	
-	1	-	6	2	-	4	23	-	-	-	
-	2	-	7	1	6	-	14	3	2	1	
-	1	-	2	-	2	-	15	-	-	-	
-	5	-	1	-	1	-	25	-	-	-	
-	3	-	1	1	-	-	16	16	16	-	
-	3	-	1	-	1	-	22	1	-	1	
-	1	-	4	2	2	-	22	-	-	-	
-	5	-	1	-	1	-	6	2	1	1	
-	1	-	9	1	4	4	29	2	2	-	
-	3	1	6	-	6	-	19	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	12	-	-	-	
-	2	-	-	-	-	-	8	-	-	-	
-	-	-	3	-	3	-	4	-	-	-	
-	-	-	6	1	5	-	23	-	-	-	
-	2	-	1	-	1	-	19	2	1	1	
-	2	-	1	1	-	-	16	4	4	-	
-	2	1	5	1	4	-	14	3	1	2	
-	-	-	1	-	1	-	9	1	-	1	
-	2	-	2	2	-	-	17	-	-	-	
-	5	1	2	2	-	-	14	4	2	2	
-	5	-	1	1	-	-	9	3	1	2	
-	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	-	
-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
-	5	-	1	1	-	-	8	2	1	1	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	3	1	1	-	-	1	1	-	-	-	
-	-	-	1	-	1	-	5	1	1	-	
-	3	1	2	-	2	-	4	1	1	-	
-	3	-	1	-	1	-	5	1	-	1	
-	-	-	3	1	1	1	2	-	-	-	
-	3	1	2	2	-	-	7	1	1	-	
-	1	-	1	-	1	-	4	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
-	1	-	1	-	1	-	2	-	-	-	
-	1	2	-	-	-	-	1	-	-	-	
-	4	1	-	-	-	-	2	-	-	-	
-	-	-	19	4	15	-	3	5	-	5	
-	1	-	2	2	-	-	3	1	-	1	
-	2	-	5	3	2	-	3	-	-	-	
-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	

食 品 衛 生 関

		マーカ・リソ 又は ショートニング 製造業	み 製 造 業	そ 業 製 造 業	しょう油 製 造 業	ソース類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 類 製 造 業	腐 納 製 造 業	豆 類 製 造 業	めん類 製 造 業	そうざい 製 造 業
4年度	全都	3	21	14	60	35	2,135	43	847	1,029		
	都	-	8	7	24	31	507	14	237	279		
	区	3	13	7	36	4	1,628	29	610	750		
5年度	全都	4	22	12	60	35	2,062	38	832	1,050		
	都	-	9	6	25	31	491	13	235	293		
	区	4	13	6	35	4	1,571	25	597	757		
千代田	-	2	-	2	-	15	1	10	15			
中 央	-	-	-	1	-	28	1	11	78			
港	-	1	-	1	-	35	-	16	29			
新 宿	-	-	-	-	-	51	2	26	24			
文 京	-	1	-	-	-	43	-	12	16			
台 東	-	1	-	1	-	70	-	39	13			
墨 田	-	-	-	-	-	63	4	27	22			
江 東	-	1	1	4	-	51	1	34	65			
品 川	-	1	-	2	-	60	2	40	36			
目 黒	-	-	-	1	-	35	1	15	13			
大 田	-	-	1	4	1	100	-	37	50			
世 田 谷	-	1	1	4	-	101	2	30	39			
澁 谷	-	-	-	-	-	42	-	21	20			
中 野	-	3	1	1	-	68	-	18	24			
杉 並	-	-	1	3	-	87	2	17	27			
豊 島	-	-	-	-	-	72	1	26	26			
北	1	1	-	2	2	79	2	33	16			
荒 川	-	-	-	-	-	64	1	13	34			
板 橋	-	-	-	2	-	82	1	27	34			
練 馬	-	1	-	1	-	105	-	28	42			
足 立	-	-	1	3	1	138	2	49	65			
葛 飾	2	-	-	2	-	105	2	38	29			
江 戸 川	1	-	-	1	-	77	-	30	40			
青 梅	-	2	1	-	3	26	1	14	20			
福 生	-	-	-	-	2	19	-	12	12			
五 日 市	-	-	1	1	2	11	1	5	5			
八 王 子	-	2	-	3	4	54	3	39	38			
日 野	-	-	-	-	-	14	-	2	6			
多 摩	-	-	-	2	-	12	-	7	9			
町 田	-	1	1	1	-	40	1	13	10			
府 中	-	1	-	5	2	33	3	6	18			
武蔵調布	-	1	-	6	1	32	-	29	23			
小 金 井	-	-	1	-	-	23	-	5	11			
立 川	-	1	2	2	2	55	2	34	48			
武 蔵 野	-	-	-	1	-	12	-	10	8			
三 鷹	-	-	-	1	-	21	-	11	16			
田 無	-	-	-	-	-	40	-	12	4			
東久留米	-	1	-	-	-	24	-	10	8			
小 平	-	-	-	-	-	24	-	4	10			
東 村 山	-	-	-	3	1	39	1	16	9			
大 島	-	-	-	-	4	8	1	2	20			
三 宅	-	-	-	-	2	2	-	1	4			
八 丈	-	-	-	-	7	2	-	2	13			
小 笠 原	-	-	-	-	1	-	-	1	1			

係 施 設 数 (その 4)

(注)行商については平成5年12月末現在  
(平成6年3月末現在)

伍 詰 又は びん詰 食品製造業	添加物 製造業	(2)食品製造業等 取締条例に 規定する営業 (総計)	行 商								
			小 計	菓 子	豆 腐 及びその 加工品	弁 当 類	ゆでめん 類	そう菜類	アイスクリ ム類	魚介類及 び加工品	
53	183	34,624	853	208	174	129	3	117	21	201	
12	18	9,442	347	110	72	39	1	78	8	39	
41	165	25,182	506	98	102	90	2	39	13	162	
53	177	34,562	807	183	156	164	5	94	30	175	
13	17	9,288	289	96	54	52	3	54	7	23	
40	160	25,274	518	87	102	112	2	40	23	152	
1	9	1,116	16	-	-	16	-	-	-	-	
3	20	1,679	90	29	-	37	-	17	1	6	
4	4	1,178	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	-	1,094	10	4	2	2	-	-	1	1	
-	2	719	16	1	5	6	-	1	1	2	
3	12	1,076	32	10	1	2	1	3	9	6	
-	9	792	13	1	7	1	-	-	1	3	
5	11	985	23	3	4	2	-	2	5	7	
2	2	876	8	-	-	6	-	-	1	1	
2	6	561	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	7	1,935	43	15	4	4	-	3	-	17	
4	8	1,666	67	8	36	1	1	4	-	17	
-	3	685	9	-	-	7	-	-	1	1	
2	4	687	8	-	4	2	-	-	-	2	
-	2	1,119	16	-	11	-	-	-	-	5	
-	4	1,199	26	3	-	18	-	4	-	1	
2	10	918	9	1	1	-	-	-	-	7	
1	3	373	5	1	3	1	-	-	-	-	
2	14	1,259	9	4	2	1	-	1	1	-	
-	7	1,173	13	5	4	1	-	1	-	2	
2	11	1,758	21	-	1	1	-	1	-	18	
2	6	1,064	28	1	11	4	-	3	2	7	
-	6	1,362	56	1	6	-	-	-	-	49	
1	-	608	62	7	25	-	-	29	-	1	
1	4	342	14	8	1	-	-	4	-	1	
-	1	328	6	4	1	1	-	-	-	-	
3	2	1,206	12	2	1	4	1	2	-	2	
-	-	280	1	1	-	-	-	-	-	-	
-	-	340	8	6	-	2	-	-	-	-	
1	2	781	4	-	2	-	-	-	-	2	
-	2	570	19	2	4	10	-	-	3	-	
2	3	634	25	12	1	7	-	4	-	1	
-	-	372	21	10	-	8	1	-	-	2	
-	1	1,017	35	14	1	6	-	10	-	4	
-	-	401	3	-	1	-	-	-	-	2	
-	-	369	20	7	5	5	-	3	-	-	
-	1	427	30	13	6	6	-	-	4	1	
-	-	385	3	2	-	-	-	1	-	-	
-	-	370	2	1	-	-	-	-	-	1	
4	1	478	12	4	6	-	1	-	-	1	
-	-	195	7	3	-	1	-	1	-	2	
-	-	55	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	-	112	5	-	-	2	-	-	-	3	
-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	

# 食 品 衛 生 関

		つけ物 製造業	製菓材料 等製造業	粉末食品 製造業	そう菜 半製品等 製造業	調味料等 製造業	魚介類 加工業	食 料 品 等 販 売 業			
								小 計	店 舗	自 動 販 売 機	移 動 販 売 車
4年度	全都	388	116	146	280	335	639	31,867	30,042	1,503	332
	都	121	28	39	77	88	144	8,598	8,190	291	117
	区	267	88	107	203	247	495	23,269	21,852	1,212	205
5年度	全都	391	116	144	285	339	615	31,865	29,792	1,611	462
	都	121	27	38	80	85	142	8,506	8,069	302	135
	区	270	89	106	205	254	473	23,359	21,723	1,309	327
千代田	2	1	—	1	4	2	1,090	930	132	28	
中 央	6	1	2	8	10	145	1,417	1,300	93	24	
港	5	4	3	2	13	8	1,143	991	116	36	
新 宿	9	1	2	6	6	11	1,049	964	67	18	
文 京	1	2	—	7	5	6	682	647	32	3	
台 東	15	5	3	9	11	4	997	946	40	11	
墨 田	17	4	2	5	9	8	734	709	16	9	
江 東	8	2	2	8	6	35	901	801	78	22	
品 川	9	5	9	8	5	15	817	711	103	3	
目 黒	—	2	13	5	8	6	527	484	37	6	
大 田	10	5	6	16	14	25	1,816	1,646	140	30	
世 田 谷	16	4	5	11	14	20	1,529	1,463	60	6	
澁 谷	3	2	3	5	12	3	648	602	37	9	
中 野	8	2	1	6	7	4	651	589	56	6	
杉 並	7	6	2	6	5	9	1,068	978	86	4	
豊 島	8	2	2	16	12	6	1,127	1,060	60	7	
北	8	4	12	8	12	25	840	820	15	5	
荒 川	9	3	6	14	7	8	321	309	5	7	
板 橋	34	6	12	10	17	15	1,156	1,132	20	4	
練 馬	43	3	4	11	11	22	1,066	1,026	17	23	
足 立	30	15	10	13	28	16	1,625	1,552	41	32	
葛 飾	8	7	2	11	30	21	957	915	31	11	
江 戸 川	14	3	5	19	8	59	1,198	1,148	27	23	
青 梅	30	2	2	6	6	6	494	474	11	9	
福 生	6	—	1	4	—	4	313	291	19	3	
五 日 市	9	2	2	5	2	3	299	274	5	20	
八 王 子	8	2	6	8	15	12	1,143	1,073	55	15	
日 野	1	—	—	—	1	1	276	262	10	4	
多 摩	3	—	—	4	3	3	319	301	10	8	
町 田	6	2	6	9	5	2	747	686	31	30	
府 中	3	3	—	6	7	3	529	498	29	2	
武蔵調布	9	4	4	4	20	5	563	538	18	7	
小 金 井	2	1	1	3	3	3	338	334	3	1	
立 川	21	1	3	6	5	6	940	904	30	6	
武 蔵 野	1	2	—	3	2	4	386	375	11	—	
三 鷹	—	1	—	—	3	3	342	322	16	4	
田 無	6	—	1	8	2	7	373	340	17	16	
東久留米	3	1	2	3	—	4	369	355	9	5	
小 平	4	1	1	2	2	1	357	338	15	4	
東 村 山	6	1	4	7	8	1	439	426	13	—	
大 島	—	1	1	—	1	38	147	147	—	—	
三 宅	1	—	1	—	—	8	45	45	—	—	
八 丈	1	1	3	1	—	25	76	75	—	1	
小 笠 原	1	2	—	1	—	3	11	11	—	—	

係 施 設 数 (その5)

(平成6年3月末現在)

(3)ふぐの取扱規制条例に規定する営業	(4)食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等(総計)	集 団 給 食					食 品 製 造 業				
		小 計	学 校	病 院 ・ 診 療 所	工 場 ・ 事 業 所	そ の 他	小 計	製 粉 ・ 精 米 ・ 精 麦 業	つ け 物 製 造 業	そ の 他 の 食 品 製 造 業	
										一 般 食 品	乳 肉 食 品
2,969	160,168	6,756	2,714	768	1,752	1,522	6,147	3,626	1,455	982	84
214	49,723	1,708	577	215	388	528	1,401	616	549	230	6
2,755	110,445	5,048	2,137	553	1,364	994	4,746	3,010	906	752	78
3,041	162,377	6,670	2,876	745	1,609	1,440	6,114	3,595	1,449	985	85
223	51,911	1,605	661	197	243	504	1,336	596	499	234	7
2,818	110,466	5,065	2,215	548	1,366	936	4,778	2,999	950	751	78
221	1,909	128	32	14	81	1	28	15	3	10	-
554	3,847	225	24	10	169	22	90	45	12	22	11
422	4,359	218	61	20	88	49	136	82	32	21	1
277	5,846	275	68	21	133	53	113	91	9	13	-
55	2,387	158	50	25	38	45	157	117	16	24	-
198	3,844	160	52	20	45	43	117	95	17	5	-
66	5,232	186	50	48	38	50	109	92	2	4	11
88	4,233	207	77	12	45	73	101	61	7	29	4
61	4,690	311	108	69	99	35	454	203	231	18	2
46	2,032	106	58	14	15	19	303	116	124	53	10
93	12,595	299	174	22	56	47	460	287	22	119	32
70	10,698	313	177	26	26	84	490	258	122	110	-
137	3,124	195	36	26	71	62	95	69	2	24	-
46	3,258	149	75	12	21	41	163	151	8	2	2
54	4,994	195	123	14	10	48	299	149	108	41	1
93	3,499	165	81	19	26	39	174	132	3	39	-
47	4,610	226	126	24	50	26	384	205	154	25	-
36	3,091	111	72	14	21	4	190	153	-	36	1
46	4,275	319	159	42	73	45	47	6	14	27	-
36	6,380	212	82	15	27	88	121	71	30	20	-
68	4,966	320	192	38	75	15	239	193	1	45	-
42	5,745	192	156	13	8	15	234	191	22	21	-
62	4,852	395	182	30	151	32	274	217	11	43	3
7	1,181	85	48	14	3	20	30	11	3	16	-
8	2,190	58	40	7	6	5	84	24	29	29	2
1	1,407	57	14	6	1	36	32	11	7	14	-
35	5,868	197	77	29	27	64	163	110	25	28	-
3	1,292	67	49	3	7	8	34	30	2	2	-
9	1,309	57	27	8	13	9	34	32	2	-	-
28	3,959	102	25	21	8	48	40	19	2	17	2
12	3,589	72	7	6	22	37	72	46	22	4	-
15	3,037	116	33	7	30	46	69	38	20	9	2
12	3,445	81	24	8	12	37	157	51	100	5	1
15	7,191	195	87	26	53	29	61	12	13	36	-
28	2,879	41	11	2	14	14	50	23	2	25	-
6	2,535	81	22	10	8	41	94	55	36	3	-
14	2,716	72	21	6	20	25	33	12	14	7	-
11	2,098	112	66	21	4	21	43	32	5	6	-
12	3,495	85	31	9	8	37	155	57	75	23	-
6	1,713	77	46	13	2	16	35	18	9	8	-
-	1,174	28	21	-	2	5	137	11	125	1	-
-	483	6	2	-	1	3	9	1	7	1	-
-	251	13	9	1	-	3	4	3	1	-	-
1	99	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-

# 食 品 衛 生 関

		食 品 販 売 業								
		小 計	魚介類加工 品販売業	乳 製 品 販 売 業	アイス・クリーム類 販 売 業	野 菜 果 物 販 売 業	菓子(パン を含む) 販 売 業	主 食 販 売 業	酒 類 ・ 調 味 料 販 売 業	そ の 他 の 食 品 販 売 業
4年度	全都	131,279	13,564	17,356	21,600	11,734	29,596	6,010	13,282	18,137
	都	39,707	5,129	6,013	6,683	3,291	7,123	1,642	4,270	5,556
	区	91,572	8,435	11,343	14,917	8,443	22,473	4,368	9,012	12,581
5年度	全都	133,200	13,657	17,664	21,960	11,835	30,010	6,034	13,701	18,339
	都	41,627	5,212	6,308	7,028	3,388	7,506	1,663	4,675	5,847
	区	91,573	8,445	11,356	14,932	8,447	22,504	4,371	9,026	12,492
千代田	1,677	144	435	187	155	523	67	103	63	
中 央	3,066	156	219	292	423	652	59	283	982	
港	3,524	272	453	513	269	694	103	417	803	
新 宿	5,248	293	610	600	383	1,248	214	701	1,199	
文 京	1,941	177	142	339	227	509	130	204	213	
台 東	3,254	259	301	627	239	1,032	136	292	368	
墨 田	4,837	535	574	1,271	325	1,104	193	495	340	
江 東	3,582	396	325	559	299	856	223	237	687	
品 川	3,068	313	271	446	299	720	238	330	451	
目 黒	1,499	103	165	132	285	367	125	161	161	
大 田	10,499	1,113	1,354	1,721	1,065	2,358	412	1,106	1,320	
世 田 谷	9,135	676	998	1,245	732	2,100	364	1,241	1,779	
渋 谷	2,762	300	615	345	101	1,144	124	129	4	
中 野	2,750	275	282	316	370	662	146	223	476	
杉 並	4,048	389	655	710	462	721	189	255	667	
豊 島	2,808	322	476	288	403	721	147	235	216	
北	3,496	393	470	557	302	632	222	381	539	
荒 川	2,613	163	147	336	208	1,229	152	214	164	
板 橋	3,522	172	252	822	268	917	250	343	498	
練 馬	5,861	802	957	972	469	1,375	157	331	798	
足 立	3,860	214	346	885	330	1,236	243	392	214	
葛 飾	4,680	500	875	993	402	742	289	550	329	
江 戸 川	3,893	478	434	776	431	962	188	403	221	
青 梅	967	51	65	159	118	327	64	94	89	
福 生	1,856	147	434	262	100	368	66	116	363	
五 日 市	1,088	42	83	208	59	295	36	84	281	
八 王 子	4,599	680	706	854	598	1,025	168	390	178	
日 野	1,078	105	108	227	91	238	39	140	130	
多 摩	1,131	93	152	166	90	189	38	178	225	
町 田	3,517	292	600	622	153	790	84	189	787	
府 中	2,998	395	444	455	211	494	62	443	494	
武蔵調布	2,658	442	208	724	113	336	48	169	618	
小 金 井	2,345	496	438	311	189	181	81	154	495	
立 川	5,545	687	809	689	439	1,009	167	926	819	
武蔵野	2,342	324	238	458	248	495	118	233	228	
三 鷹	1,887	54	494	328	157	310	65	377	102	
田 無	2,398	465	186	655	124	533	54	180	201	
東久留米	1,523	197	234	210	146	253	58	218	207	
小 平	2,628	455	667	310	156	173	312	325	230	
東 村 山	1,482	113	257	191	206	248	98	237	132	
大 島	945	113	131	126	106	137	40	120	172	
三 宅	358	45	45	46	42	47	40	46	47	
八 丈	202	3	2	19	34	43	21	46	34	
小 笠 原	80	13	7	8	8	15	4	10	15	



# 係 施 設 数 (その 6)

(平成6年3月末現在)

食 器 具 容 器 包 装 ・ お も ち ゃ					添 加 物 製 造 業	添 加 物 販 売 業	乳 さ く 取 業
小 計	食 器 具 容 器 包 装 製 造 業	食 器 具 容 器 包 装 販 売 業	お も ち ゃ 製 造 業	お も ち ゃ 販 売 業			
7,053	125	3,990	296	2,642	53	8,528	352
2,482	7	1,622	10	843	4	4,072	349
4,571	118	2,368	286	1,799	49	4,456	3
7,437	160	4,183	294	2,800	53	8,555	348
2,816	7	1,790	10	1,009	5	4,175	347
4,621	153	2,393	284	1,791	48	4,380	1
50	—	26	1	23	1	25	—
325	35	248	—	42	7	134	—
111	1	92	—	18	—	370	—
196	—	127	3	66	—	14	—
108	2	69	3	34	1	22	—
224	16	118	44	46	5	84	—
78	14	17	24	23	—	22	—
165	1	89	1	74	—	178	—
135	17	81	—	37	—	722	—
55	5	32	1	17	1	68	—
933	3	349	6	575	1	453	—
515	2	336	1	176	—	245	—
65	—	45	—	20	3	4	—
98	10	31	—	57	3	95	—
140	8	92	—	40	6	306	—
83	3	52	1	27	9	260	—
152	8	101	—	43	—	352	—
148	1	23	82	42	1	28	—
241	6	179	27	29	9	137	—
162	—	96	1	65	—	23	1
99	6	55	16	22	—	448	—
356	13	84	44	215	—	283	—
182	2	51	29	100	1	107	—
30	—	16	—	14	—	27	42
78	—	52	—	26	—	46	68
75	—	38	—	37	—	106	49
436	—	215	—	221	—	473	—
68	—	55	—	13	—	45	—
40	—	20	—	20	—	42	5
58	—	33	5	20	—	208	34
299	—	154	—	145	2	134	12
99	—	36	5	58	2	85	8
232	—	182	—	50	—	623	7
343	1	294	—	48	—	975	72
215	—	150	—	65	—	231	—
115	1	96	—	18	—	356	2
76	—	52	—	24	—	134	3
210	—	139	—	71	—	197	13
196	—	107	—	89	—	429	2
94	1	71	—	22	1	24	—
39	4	25	—	10	—	5	20
72	—	36	—	36	—	35	3
25	—	11	—	14	—	—	7
16	—	8	—	8	—	—	—

食 品 衛 生 関 係 施

	総 計	(1)食品衛生法	飲 食 店 営 業	喫 茶 店 営 業	菓 子 製 造 業	あ ん 類 製 造 業	アイスクリ-ム 類製造業	乳処理業	特別牛乳 さく取 処理業	乳 製 品 製 造 業	
		第21条に規定 する営業 (総 計)									
4年度	全都	994,190	582,842	277,804	19,975	29,622	716	3,276	354	-	699
	都	454,598	228,097	63,790	5,403	7,157	211	916	332	-	478
	区	539,592	354,745	214,014	14,572	22,465	505	2,360	22	-	221
5年度	全都	987,528	595,091	290,802	11,795	31,407	780	4,008	323	-	638
	都	453,460	239,871	69,727	4,003	8,062	236	1,241	302	-	494
	区	534,068	355,220	221,075	7,792	23,345	544	2,767	21	-	144
千代田	17,217	12,538	8,466	594	833	-	65	-	-	-	
中央	22,072	13,939	9,074	679	1,027	14	81	-	-	3	
港	21,401	15,768	11,425	820	581	47	126	-	-	11	
新宿	33,796	25,915	18,800	705	1,344	48	126	2	-	23	
文京	19,381	13,285	7,832	285	958	-	157	-	-	-	
台東	37,670	22,775	15,460	164	2,022	-	168	-	-	3	
墨田	17,446	10,132	6,069	72	778	33	90	-	-	22	
江東	13,534	10,706	5,897	518	602	72	103	-	-	10	
品川	18,897	12,152	8,278	191	637	17	74	-	-	11	
目黒	12,705	9,592	5,780	83	712	35	106	-	-	-	
大田	49,271	31,002	17,139	469	2,302	43	285	-	-	7	
世田谷	20,976	13,741	8,509	278	885	-	64	1	-	8	
渋谷	13,712	9,925	7,274	227	378	5	40	-	-	3	
中野	16,496	12,119	7,791	425	554	10	53	-	-	4	
杉並	28,366	17,974	10,638	200	1,087	4	76	-	-	2	
豊島	30,013	19,610	12,805	349	1,423	63	163	-	-	9	
北	26,405	16,395	9,748	485	950	20	66	8	-	14	
荒川	12,148	8,065	4,784	235	464	41	104	-	-	-	
板橋	23,983	16,089	9,227	209	1,007	42	240	-	-	2	
練馬	18,723	11,393	5,744	104	1,149	-	166	-	-	3	
足立	22,924	16,087	8,733	217	1,390	20	133	-	-	-	
葛飾	32,498	17,934	10,762	252	1,238	15	100	10	-	6	
江戸川	24,434	18,084	10,840	231	1,024	15	181	-	-	3	
青梅	9,726	4,875	2,858	76	303	25	43	-	-	-	
福生	6,487	4,016	2,582	32	328	-	35	1	-	-	
五日市	8,630	4,271	2,250	24	353	-	52	8	-	6	
八王子	25,007	13,648	7,549	311	1,416	20	166	-	-	-	
日野	9,776	5,025	2,632	110	400	-	46	6	-	6	
多摩	6,919	3,949	2,372	33	281	-	27	-	-	1	
町田	19,012	9,949	5,592	128	551	13	67	9	-	9	
府中	13,770	6,812	3,846	167	501	-	43	7	-	10	
武蔵調布	10,035	5,755	3,512	118	486	-	23	-	-	4	
小金井	10,733	5,749	3,163	54	342	-	23	-	-	2	
立川	18,816	10,012	5,972	155	540	-	378	2	-	1	
武蔵野	12,423	9,313	6,591	188	564	37	79	-	-	-	
三鷹	10,239	4,456	2,120	73	301	60	58	-	-	-	
田無	9,080	5,321	3,193	115	305	1	26	-	-	-	
東久留米	7,774	3,719	1,810	23	338	1	19	-	-	-	
小平	5,245	3,203	1,954	88	228	-	9	-	-	4	
東村山	6,741	4,017	2,065	58	288	28	46	7	-	21	
大島	3,858	2,759	1,843	20	85	-	14	48	-	48	
三宅	2,095	1,068	567	6	41	-	-	9	-	13	
八丈	3,214	2,131	1,230	23	52	-	29	18	-	17	
小笠原	712	426	288	3	11	-	-	-	-	-	
市場	235,073	119,833	5,040	1,967	17	-	-	-	-	-	
センター	13,652	5,332	502	-	331	51	58	187	-	352	
芝浦食肉	2,601	2,601	31	56	-	-	-	-	-	-	
多摩食肉	1,842	1,631	165	175	-	-	-	-	-	-	

# 設 監 視 指 導 数 (その 1)

(平成5年度)

集乳業	乳類販売業	食肉処業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	魚肉製品製造業	食品の冷凍又は冷蔵業	食品の放射線照射業	清涼飲料水製造業
13	49,752	7,538	45,837	897	126,522	3,107	1,541	955	-	452
12	15,667	5,541	18,646	386	100,200	3,097	434	530	-	331
1	34,085	1,997	27,191	511	26,322	10	1,107	425	-	121
12	46,463	5,090	46,327	922	135,205	2,987	1,470	1,324	-	489
10	15,364	3,099	18,364	407	108,694	2,987	249	821	-	318
2	31,099	1,991	27,963	515	26,511	-	1,221	503	-	171
-	1,130	52	790	6	496	-	1	2	-	-
-	731	134	746	15	884	-	87	93	-	1
-	1,091	81	632	17	696	-	9	30	-	2
-	1,522	107	1,529	23	1,215	-	31	17	-	9
-	1,199	60	1,177	9	1,131	-	44	-	-	14
-	1,530	67	1,344	50	1,479	-	69	-	-	4
-	891	46	860	12	849	-	52	4	-	23
-	1,181	77	860	31	786	-	28	24	-	10
-	903	108	712	45	807	-	48	4	-	5
-	787	58	945	19	806	-	49	-	-	10
-	3,603	126	2,953	25	2,957	-	102	177	-	4
-	1,285	57	1,148	34	1,096	-	15	1	-	4
-	634	30	587	3	615	-	9	2	-	1
-	917	62	1,083	14	876	-	22	6	-	4
2	1,939	40	1,705	72	1,688	-	77	-	-	-
-	1,370	108	1,517	21	1,322	-	31	11	-	-
-	1,807	103	1,308	1	1,203	-	107	16	-	16
-	703	52	760	7	514	-	45	13	-	6
-	1,541	100	1,528	34	1,444	-	105	11	-	7
-	1,304	69	1,157	38	1,199	-	29	9	-	-
-	1,717	299	1,343	25	1,204	-	93	50	-	3
-	1,527	37	1,631	5	1,494	-	106	29	-	30
-	1,787	118	1,648	9	1,750	-	62	4	-	18
-	504	3	446	2	437	-	-	10	-	1
-	315	22	292	13	260	-	-	21	-	-
-	597	14	438	-	421	-	-	-	-	6
-	1,352	43	1,152	25	1,075	2	22	41	-	17
-	703	11	574	14	458	-	10	-	-	1
-	377	7	369	16	392	-	2	5	-	4
-	1,101	45	1,065	24	1,123	-	6	2	-	-
-	625	44	690	9	647	-	-	15	-	2
-	362	31	508	5	406	-	-	39	-	8
-	703	49	660	6	589	-	-	1	-	-
-	1,080	65	824	15	727	-	5	20	-	3
-	490	66	504	24	509	-	49	-	-	2
-	471	30	554	11	577	-	7	2	-	-
-	470	12	555	6	493	-	17	-	-	-
-	446	25	491	12	405	7	3	2	-	2
-	230	16	287	1	267	-	5	-	-	4
-	480	32	460	12	363	-	-	7	-	12
-	218	6	169	5	163	17	2	19	-	-
-	131	33	89	-	110	12	-	8	-	1
-	204	-	192	-	204	9	-	7	-	13
-	39	-	34	-	35	5	3	3	-	-
-	3,459	283	6,009	-	98,217	2,921	98	396	-	-
10	748	178	745	207	816	14	20	223	-	242
-	84	1,529	901	-	-	-	-	-	-	-
-	175	555	356	-	-	-	-	-	-	-

食 品 衛 生 関 係 施

		乳酸菌飲料 製造業	水 雪 製 造 業	水 雪 販 売 業	食 用 油 脂 製 造 業	マーガリン 又 は ショートニング 製 造 業	み そ 製 造 業	しょう油 製 造 業	ソース類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業
4年度	全 都	125	216	887	120	14	46	43	129	168	5,424
	都	117	139	564	54	4	23	22	66	150	1,353
	区	8	77	323	66	10	23	21	63	18	4,071
5年度	全 都	111	248	1,155	128	17	61	42	252	130	5,568
	都	104	123	720	48	5	31	28	151	116	1,327
	区	7	125	435	80	12	30	14	101	14	4,241
千代田	-	-	15	-	-	-	3	-	2	-	36
中 央	-	7	15	1	-	-	-	-	1	-	96
港	-	8	18	-	-	-	-	-	1	-	90
新 宿	-	17	27	7	-	-	-	-	-	-	194
文 京	-	8	43	-	-	-	6	-	-	-	213
台 東	-	3	38	-	-	-	-	-	3	-	190
墨 田	-	-	7	26	-	-	-	-	-	-	96
江 東	-	3	17	2	-	-	2	4	13	-	180
品 川	-	15	10	-	-	-	3	-	10	-	94
目 黒	-	1	8	-	-	-	-	-	-	-	121
大 田	-	18	35	6	-	-	-	3	17	1	334
世 田 谷	-	4	22	-	-	-	1	1	4	-	212
渋 谷	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	56
中 野	-	-	11	-	-	-	7	3	3	-	171
杉 並	-	1	7	-	-	-	-	-	2	-	329
豊 島	-	15	24	-	-	-	-	-	-	-	203
北	-	3	37	10	2	7	-	-	11	13	250
荒 川	-	2	19	11	-	-	-	-	-	-	140
板 橋	-	6	21	4	-	-	-	-	7	-	270
練 馬	-	-	9	1	-	-	1	-	-	-	190
足 立	-	4	13	-	-	-	-	3	18	-	350
葛 飾	7	7	23	6	6	-	-	-	5	-	308
江 戸 川	-	3	9	6	4	-	-	-	4	-	118
青 梅	-	-	2	2	-	-	6	2	-	5	55
福 生	-	-	1	3	-	-	-	-	-	10	22
五 日 市	-	-	-	-	-	-	-	2	2	7	42
八 王 子	-	2	12	2	-	-	1	-	12	10	179
日 野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
多 摩	-	-	1	-	-	-	-	-	7	-	26
町 田	-	2	4	2	-	-	1	8	5	-	103
府 中	-	1	3	3	-	-	5	-	29	2	66
武蔵調布	-	-	2	-	-	-	1	-	19	2	102
小 金 井	-	2	1	-	-	-	-	4	-	-	58
立 川	1	1	2	1	-	-	-	2	3	1	83
武 蔵 野	-	1	4	-	-	-	-	-	2	-	115
三 鷹	-	-	-	6	-	-	-	-	15	-	71
田 無	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	98
東久留米	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	72
小 平	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62
東 村 山	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	88
大 島	-	18	9	9	-	-	-	-	-	5	16
三 宅	-	4	7	-	-	-	-	-	-	2	6
八 丈	-	9	6	-	-	-	-	-	-	39	11
小 笠 原	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-
市 場	-	56	516	-	-	-	-	-	-	-	-
センター	100	24	145	20	5	17	10	52	30	24	24
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多摩食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# 設 監 視 指 導 数 (その 2)

(平成5年度)

納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	缶詰又はびん詰食品製造業	添加物製造業	(2) 食品製造業 等取締条例に規定する営業 (総計)	行商	つけ物製造業	製菓材料等製造業	粉末食品製造業	そう菜半製品等製造業
66	2,210	3,910	117	307	123,056	3,598	1,075	187	227	540
39	555	1,772	50	58	72,860	2,004	463	100	88	141
27	1,655	2,138	67	249	50,196	1,594	612	87	139	399
78	2,437	4,275	165	382	119,438	4,655	1,071	167	258	443
18	672	1,974	66	110	69,661	2,775	427	55	92	125
60	1,765	2,301	99	272	49,777	1,880	644	112	166	318
1	11	27	2	6	2,203	160	5	-	-	-
3	44	189	2	12	3,377	102	7	1	2	16
-	21	52	2	8	1,246	116	7	4	-	2
7	87	74	1	-	2,814	9	21	-	8	14
-	57	84	-	8	2,030	92	8	7	-	21
-	135	25	2	19	2,715	103	12	5	5	9
6	77	100	-	19	1,424	24	33	4	4	8
2	99	161	12	12	1,364	94	12	3	3	7
11	69	89	11	-	1,410	13	22	2	8	7
-	37	31	-	4	749	-	-	-	1	-
-	113	257	20	6	5,056	316	24	7	29	21
1	39	59	4	9	2,146	213	20	3	3	10
-	30	21	-	3	843	21	4	2	3	4
-	33	60	4	6	1,307	10	12	3	2	10
2	44	59	-	-	2,810	48	6	-	1	5
1	105	66	-	4	3,711	99	19	3	4	27
9	92	74	11	24	2,393	19	32	7	28	17
3	53	74	5	30	593	18	42	12	15	29
1	82	135	4	62	2,111	28	93	5	19	8
2	70	137	1	11	1,674	70	111	3	6	11
-	211	234	15	12	2,430	99	88	28	15	38
11	152	157	3	7	2,873	161	35	10	5	13
-	104	136	-	10	2,498	65	31	3	5	41
1	32	62	-	-	905	27	66	4	3	5
-	24	39	11	5	384	10	6	-	3	3
-	23	20	-	6	1,145	147	37	-	4	23
3	144	88	4	-	2,172	252	17	5	14	22
-	9	17	-	-	679	53	4	-	-	-
-	8	21	-	-	504	55	3	-	-	3
5	50	30	1	3	1,489	1	36	3	5	16
2	18	74	-	3	1,003	130	19	5	-	4
-	74	44	6	3	615	105	22	2	6	9
-	31	61	-	-	800	61	3	1	-	1
2	58	71	-	-	2,048	803	28	3	1	6
-	54	34	-	-	696	2	9	6	-	6
-	35	65	-	-	693	89	-	4	1	2
-	22	2	-	3	766	58	5	-	3	5
-	26	35	-	-	517	6	2	3	2	4
-	13	32	-	-	263	-	9	1	-	3
1	22	16	4	-	492	13	9	-	-	5
2	6	37	-	-	296	6	-	3	5	-
-	2	27	-	-	176	-	1	-	-	-
-	14	54	-	-	422	9	1	4	7	2
-	-	1	-	-	53	-	3	4	-	2
-	-	854	-	-	52,289	948	142	-	-	-
2	7	85	40	87	1,043	-	5	7	38	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	205	-	-	211	-	-	-	-	-

### 食品衛生関係施設監視指導数(その3)

		調味料等 製造業	魚介類 加工業	食料品等 販売業	(3) ふく取扱規 制条例に規定す る営業	(4) 食品衛生法 施行細則第16条 に規定する営業 (総計)	集 団 食 給	食 品 製 造 業	食 品 販 売 業	食器具・容器包 装・おもちゃ製 造・販売業	添加物 製造業
4年度	全都	595	2,764	114,070	13,961	274,331	7,952	2,666	245,164	12,313	22
	都	177	1,746	68,141	9,785	143,856	1,540	821	128,928	8,674	1
	区	418	1,018	45,929	4,176	130,475	6,412	1,845	116,236	3,639	21
5年度	全都	692	2,677	109,475	11,591	261,408	9,248	3,497	227,051	14,081	21
	都	223	1,450	64,514	7,351	136,577	2,570	1,030	118,148	10,128	—
	区	469	1,227	44,961	4,240	124,831	6,678	2,467	108,903	3,953	21
千代田	7	4	2,027	313	2,163	104	8	2,013	23	—	
中央	11	440	2,798	406	4,350	134	19	4,086	106	—	
港	10	17	1,090	577	3,810	135	8	3,496	60	—	
新宿	12	48	2,702	269	4,798	467	112	4,163	54	—	
文京	10	26	1,866	97	3,969	435	146	3,271	84	—	
台東	22	9	2,550	495	11,685	188	1	11,348	89	—	
墨田	19	29	1,303	142	5,748	215	13	5,243	260	—	
江東	8	69	1,168	142	1,322	244	110	891	45	—	
品川	2	19	1,337	70	5,265	173	364	3,780	279	—	
目黒	8	7	733	68	2,296	238	—	1,844	159	—	
大田	32	39	4,588	226	12,987	419	115	11,687	568	—	
世田谷	10	34	1,853	141	4,948	342	295	3,958	265	—	
渋谷	7	4	798	164	2,780	57	31	2,679	13	—	
中野	12	5	1,253	59	3,011	181	54	2,662	55	3	
杉並	7	36	2,707	101	7,481	249	11	6,562	400	—	
豊島	18	18	3,523	276	6,416	272	108	5,627	177	8	
北	26	74	2,190	76	7,541	562	376	5,923	210	—	
荒川	9	11	457	110	3,380	154	127	2,611	320	8	
板橋	30	26	1,902	76	5,707	286	7	5,403	11	—	
練馬	18	35	1,420	43	5,613	376	9	5,115	93	—	
足立	47	49	2,066	164	4,243	602	40	3,244	275	1	
葛飾	120	99	2,430	91	11,600	440	13	10,589	311	—	
江戸川	24	129	2,200	134	3,718	405	500	2,708	96	1	
青梅	25	11	764	18	3,928	173	3	3,458	84	—	
福生	—	4	358	22	2,065	94	45	1,783	73	—	
五日市	5	12	917	7	3,207	122	97	2,248	487	—	
八王子	15	28	1,819	184	9,003	136	57	7,470	643	—	
日野	3	4	615	13	4,059	133	1	3,266	460	—	
多摩	7	2	434	21	2,445	81	12	2,037	172	—	
町田	10	12	1,406	90	7,484	159	9	6,237	612	—	
府中	6	1	838	40	5,915	153	7	4,547	875	—	
武蔵調布	31	5	435	35	3,630	117	9	2,932	401	—	
小金井	5	11	718	39	4,145	9	50	3,517	335	—	
立川	2	11	1,194	51	6,705	144	377	5,585	414	—	
武蔵野	5	9	659	137	2,277	102	78	1,736	238	—	
三鷹	21	11	565	23	5,067	73	60	3,919	499	—	
田無	1	2	692	42	2,951	201	49	2,307	245	—	
東久留米	—	13	487	19	3,519	191	118	2,517	384	—	
小平	1	1	248	24	1,755	185	10	1,424	106	—	
東村山	8	—	457	14	2,218	157	6	1,947	108	—	
大島	—	63	219	—	803	116	—	685	2	—	
三宅	—	28	147	—	851	37	—	708	55	—	
八丈	—	80	319	—	661	41	7	568	30	—	
小笠原	—	6	38	2	231	4	—	222	5	—	
市場	—	1,116	50,083	6,570	56,381	142	—	53,485	2,754	—	
センター	78	20	891	—	7,277	—	35	5,550	1,146	—	
芝浦食肉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
多摩食肉	—	—	211	—	—	—	—	—	—	—	

(平成5年度)

添加物 販売業	乳さく 取業
6,175	39
3,853	39
2,322	—
7,455	55
4,650	51
2,805	4
15	—
5	—
111	—
2	—
33	—
59	—
17	—
32	—
669	—
55	—
198	—
88	—
—	—
56	—
259	—
224	—
470	—
160	—
—	—
16	4
81	—
247	—
8	—
210	—
57	13
253	—
697	—
199	—
142	1
457	10
333	—
171	—
234	—
185	—
123	—
516	—
147	2
309	—
30	—
—	—
—	—
44	7
—	15
—	—
—	—
543	3
—	—
—	—

### 第 3 節 食品衛生管理者

製造または加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とするとして政令で定める食品または添加物の製造または加工を行う営業者は、その製造または加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者をおき、食品衛生に違反することのないように製造または加工に従事するものを監視しなければならない。

政令で定める食品または添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。

食品衛生管理者数（資格・業種別）

資格 食品 又は添加物	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	医 薬 学 ・ 歯 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	指 定 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	指 定 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平成5年度計	5	58	12	2	38	23	64	38	127	367
全粉乳、加糖粉乳 又は調製粉乳	0	0	0	0	1	0	3	0	0	4
食肉製品	4	4	9	0	33	14	8	30	55	157
魚肉ハム、魚肉 ソーセージ	0	0	0	0	0	2	0	2	1	5
放射線照射食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂	0	1	0	0	1	3	2	0	3	10
マーガリン又は ショートニング	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
添加物	1	53	3	2	3	3	49	6	68	188



## 第 4 節 製品検査

製品検査制度は食品衛生法第14条の規定に基づいて、厚生大臣または都道府県知事若しくは厚生大臣が指定した者が公衆衛生上の見地から販売の用に供する食品添加物のうち、特に指定するものにつき必要な検査を行い、これらの不良品による事故を未然に防止することを目的とし、また、これらの添加物は検査に合格した旨の表示（合格証による封かん）がなされなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、または営業上使用することができなかつた。

しかし、昭和62年に食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部が改正され、従来、都道府県知事若しくは厚生大臣が指定した者が行うこととなっていたタール色素製剤及びかんすいの検査は廃止された。

従って、昭和62年4月1日以降は、食品衛生法第14条の規定に基づく食品添加物の検査は、厚生大臣が行うタール色素のみである。

### 厚生大臣が行った製品検査

(タール色素)

	申請件数	数 量(kg)
平成4年度総数	28	7,118.775
平成5年度総数	28	7,530
4月	2	600
5月	0	0
6月	3	900
7月	4	1,200
8月	3	450
9月	3	900
10月	3	700
11月	4	1,080
12月	0	0
1月	2	600
2月	1	300
3月	3	800

## 第 5 節 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施している。

この通達のなかで、シアン化合物含有豆類を使用する製あん業者は、知事等の承認を受けることとなっている。平成5年度に上記承認を受けている「製あん業者」は、都内で64軒（区内52軒、多摩12軒）であった。

また、承認製あん業者が平成5年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、下表のとおりである。

表 シアン化合物含有豆類の購入数量

		種類		バ タ ー 豆		ベビーライマ豆		ルネ・ルネ°7豆 等	
		袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)
平成4年度		36,155	1,809.6	9,115	447.7	26,568	1,338.3	472	23.6
平成5年度		38,695	2,054.2	9,945	494.7	26,325	1,438.8	2,425	120.7
内          訳	4月	3,609	179.9	740	36.9	2,719	135.5	150	7.5
	5月	2,470	129.7	592	29.5	1,648	88.7	230	11.5
	6月	3,083	155.7	970	48.2	2,003	102.0	110	5.5
	7月	2,491	131.3	402	21.9	1,994	104.4	95	* <sup>1</sup> 5.0
	8月	3,216	166.7	750	37.4	2,441	128.0	25	1.3
	9月	2,697	139.9	720	36.0	1,877	98.9	100	5.0
	10月	3,618	189.7	806	40.2	2,566	137.1	246	12.4
	11月	3,832	194.9	930	46.3	2,552	131.4	350	17.2
	12月	4,479	288.1	1,308	62.3	2,756	205.3	415	* <sup>2</sup> 20.5
	1月	2,682	140.4	490	24.5	1,892	101.0	300	14.9
	2月	2,568	134.4	1,020	50.7	1,303	71.8	245	* <sup>3</sup> 11.9
	3月	3,950	203.5	1,217	60.8	2,574	134.7	159	* <sup>4</sup> 8.0

\*<sup>1</sup> : ラージライマ豆 55袋 3.0t含む

\*<sup>2</sup> : ラージライマ豆 55袋 3.0t含む

\*<sup>3</sup> : ラージライマ豆 45袋 2.5t含む

\*<sup>4</sup> : ラージライマ豆 55袋 3.5t含む

## 第 6 節 輸 入 食 品 対 策

### 1 輸入食品対策実施結果

近年のわが国における国際化の進展、輸入農産物の自由化、円高等により、輸入食品が増加している。国内の食料消費量に占める輸入食品の割合は、カロリーベースで54%に達しており、今日の食生活は輸入食品なしには成り立たない状況である。

このようななかで、放射能汚染食品や農産物の残留農薬問題等、輸入食品の安全性について消費者の関心も高く、輸入食品に対する監視の強化、安全確保を図ることは都民の食生活を守るうえで極めて重要な課題である。

平成5年度の輸入食品対策実施結果は次のとおりである。

#### 輸 入 食 品 対 策 実 施 結 果

区 分	実 施 結 果
輸入食品衛生対策会議	(1) 設置年月日 平成4年9月18日 (2) 設置目的 都、特別区及び市町村の監視機関、検査機関及び消費者行政機関の相互連携を図りながら、①監視・検査計画の調整、②情報交換、③普及啓発活動の調整、④調査等を通じて、東京都における輸入食品の安全確保対策を推進する。 (3) 開催状況 ① 会 議 (3/28) ② 幹事会 (6/24、2/17)
情 報 収 集	次の文献等の収集及び翻訳((1)は一部翻訳) (1) 米国のフードケミカルニュース (2) ヨーロッパ共同体における保存料の規制 (3) ECにおける食品衛生 (4) 食品に接触する材料や資材に関わるヨーロッパ共同体の規制 (5) 植物性食品の分野におけるフランス政府及びECの規制に関する新しいアプローチ (6) EC法の影響下における国際的食品監視 (7) 欧州と米国の連邦食品規制 (8) 欧州共同体の食品添加物規制における進展
海 外 実 態 調 査	厚生省の企画指導する海外事情視察団に1名参加 (平成5年10月)
検 査 の 充 実	輸入農産物の残留農薬検査493品目及び輸入食品の放射能検査690品目実施した。
輸入業者等立入り指導	輸入食品監視班による立入り指導軒数 892軒 収去検体数 4,684検体

区 分	実 施 結 果												
検 査 法 の 開 発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定外添加物 クリソインS、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、 パラオキシ安息香酸ヘプチル、プロピオン酸ブチル、 パントテニルアルコール</li> <li>○ポストハーベスト農薬 プロファム、トルクロホスメチル、アジンホスエチル、 プロモホスエチル、フェンクロルホス、ジオキサチオン</li> <li>○ホルモン剤 クレンプテロール</li> </ul>												
普 及 ・ 啓 発	<p>(1) 輸入業者を対象とした「輸入食品関係営業者講習会」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開催日 平成5年11月26日</li> <li>○受講者数 274名</li> <li>○講習のテーマ <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸入食品の監視の現状について 東京検疫所 食品監視課長 久井 伸治</li> <li>② 最近の輸入食品の違反事例と自主管理について 衛生局生活環境部食品保健課 輸入食品・有害食品担当係長 依田 修</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 食品衛生キャンペーンの実施</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>都庁会場</td> <td>平成5年6月28日～30日</td> <td>延参加人数</td> <td>約3,200人</td> </tr> <tr> <td>八王子会場</td> <td>平成5年9月28日</td> <td>延参加人数</td> <td>約 820人</td> </tr> <tr> <td>日野会場</td> <td>平成5年10月3日</td> <td>延参加人数</td> <td>約 600人</td> </tr> </table>	都庁会場	平成5年6月28日～30日	延参加人数	約3,200人	八王子会場	平成5年9月28日	延参加人数	約 820人	日野会場	平成5年10月3日	延参加人数	約 600人
都庁会場	平成5年6月28日～30日	延参加人数	約3,200人										
八王子会場	平成5年9月28日	延参加人数	約 820人										
日野会場	平成5年10月3日	延参加人数	約 600人										

## 2 輸入食品の放射能検査結果

昭和61年4月、旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故により、ヨーロッパ地域を中心に自然環境や食品等が放射性物質により汚染された。

このため、国は暫定限度を食品中のセシウム134及び137の放射能濃度が食品1kg当たり370ベクレルと定め、輸入時の検査体制を強化した。

東京都では、昭和61年度から、暫定限度を超えた輸入食品の排除を行うとともに、輸入食品の放射能汚染の実態を把握するために、食品の放射能検査を実施してきた。

平成5年度の検査結果は以下のとおりであった。

### 1 実施期間

平成5年4月から平成6年3月まで

### 2 実施機関

食品環境指導センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所及び多摩食肉衛生検査所

### 3 実施対象施設

デパート、スーパーマーケット、輸入業の倉庫等保管施設、中央卸売市場等

### 4 検査対象食品

ヨーロッパ等から輸入された食品

### 5 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
衛生研究所 市場衛生検査所 多摩食肉衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・ シンチレーション・ディ テクター	セシウムの定量 (134及び137)	測定時間：1800秒 測定限界：50Bq/kg
食品環境指導センター (食品機動監視班及び 輸入食品監視班)	γ線シンチレーション サーベイメーター (簡易検査)	γ線の定性	測定限界 約200Bq/kg以上
アイトーフ°総合研究所	ゲルマニウム半導体検出 器	γ線の核種分析及びセ シウムの定量	測定時間 20000秒以上

## 6 検査結果

検査結果は別表のとおりであった。690品目の食品について放射能検査を実施したが、暫定限度を超えるものはなかった。

なお、衛生研究所等の検査の結果、100ベクレル/kgを超えたきのこについて、都立アイトーフ総合研究所で精密検査を実施した。

また、203品目の食品について、現場簡易検査を実施したが、暫定限度を超えるものはなかった。

別表 輸入食品の放射能検査結果

(平成5年度)

食品の分類	品目数	主な輸出国	濃度区分(ベクレル/kg)							検査 簡易 品目 数
			0 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 150	151 ~ 200	201 ~ 250	251 ~ 370	370 を 超 え る もの	
ナッツ類及び同加工品	21	アメリカ、中国、インド、イラン等	21							12
香辛料	54	ハンガリー、ユーゴスラビア ドイツ、トルコ等	54							32
ジャム	10	イギリス、イタリア、 カナダ等	10							1
食肉及び食肉製品	126	アメリカ、オーストラリア、 デンマーク等	126							3
魚介類及び同加工品	102	ロシア、デンマーク、 アイスランド、ノルウェー等	102							9
菓子	13	オランダ、イタリア、 ベルギー等	13							14
ワイン	40	フランス、イタリア、 ドイツ等	40							6
穀類及び同加工品	48	アメリカ、カナダ、 イタリア等	48							24
野菜及び同加工品	69	フランス、ベルギー、 アメリカ等	67	1 <sup>*1</sup>	1 <sup>*2</sup>					28
チーズ及び乳製品	20	デンマーク、フランス、 イタリア等	20							7
野草加工品	35	ドイツ、フランス、中国	35							3
はちみつ	10	中国、カナダ、ハンガリー等	10							4
果実及び同加工品	90	アメリカ、中国、フランス等	90							29
その他	52	中国、ドイツ、インド等	52							31
合計	690		688	1	1					203

注1：食品機種監視班は現場簡易検査として、γ線用シンチレーションサーベイメーターを使用し、合計203品目について実施したが、暫定限度を超えるものはなかった。

注2：\*<sup>1</sup> きのこと(フランス)、\*<sup>2</sup> きのこと(フランス)

### 3 輸入農産物の残留農薬検査結果について

野菜や果実等、農産物の輸入量が増加する中で、ポストハーベスト農薬等の残留農薬の問題が指摘されており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、都内に流通する輸入農産物及び市場に入荷する輸入農産物の残留農薬検査を行ってきたが、平成5年度の検査結果は以下のとおりであった。

- 1 実施期間 平成5年4月から平成6年3月まで
- 2 実施機関 食品環境指導センター及び市場衛生検査所
- 3 検査機関 衛生研究所及び市場衛生検査所
- 4 検査対象品目(表1)

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等、136種類493品目について検査した。

なお、わが国のコメが不作であったため緊急に輸入されたコメについても検査した。

生産国を地域別にみると、北アメリカ州199品目(40.4%)、アジア州164品目(33.3%)、ヨーロッパ州48品目(9.7%)、大洋州48品目(9.7%)、南アメリカ州24品目(4.9%)、アフリカ州3品目(0.6%)及び不明2品目(0.4%)並びに日本でブレンドされたもの5品目(1.0%)であった。

生産国の上位7カ国は、アメリカ(165品目)、中国(69品目)、フィリピン(37品目)、ニュージーランド(34品目)、タイ(25品目)、メキシコ(26品目)、オランダ(26品目)であった。

### 5 検査対象農薬

食品衛生法で残留基準が定められた農薬に加えて、生産国における使用状況、残留基準などから、次の92農薬について検査した。

#### (1) 有機塩素系農薬

##### ①殺虫剤 10種

総BHC、総DDT、エンドスルファン(I、II)、エンドリン、クロルベンジレート、ジコホール、ディルドリン(アルドリンを含む)、メトキシクロール

##### ②殺菌剤 6種

イプロジオン、カプタホール、キャプタン、ジクロラン、ピンクロゾリン、プロシミドン

#### (2) 有機リン系農薬

##### ①殺虫剤 35種

EPN、アジンホスメチル、エチオン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、総クロルフェンビンホス(CVP)、ジクロロボス(DDVP)、ジメトエート、ジメトン(O体、S体)、ダイアジノン、テトラクロルビンホス(CVMP)、テルブホス、トリアゾホス、トリクロルホン、パラチオン、パラチオンメチル、バミドチオン、ピリミホスメチル、フェニトロチオン(MEP)、フェンスルホチオン、フェンチオン(MPP)、フェントエート(PAP)、フォキシム、ホサロン、ホノホス、ホスメット(PMP)、マラチオン、メカルバム、メタクリホス、メチダチオン(DMTP)

##### ②殺菌剤 1種

エディフェンホス

#### (3) カーバメイト系農薬

①殺虫剤13種

アルジカルブ、アルプロカルブ、イソプロカルブ、ピリミカーブ、オキサミル、エチオフェンカルブ、カルバリル（NAC）、カルボフラン、ベンダイオカルブ、ベンフラカルブ、フェノブカルブ、メチオカルブ、メトルカルブ

②除草剤 2種

エスプロカルブ、クロルプロファム（CIPC）

③殺菌剤 2種

ジエトフェンカルブ、チオベンカルブ

(4) トリアジン系農薬

除草剤 2種

アトラジン、プロメトリン

(5) ピレスロイド系農薬

殺虫剤 3種類

シペルメトリン、デルタメトリン、ペルメトリン

(6) その他の農薬 18種

2, 4-D、イソプロチオラン、イマザリル、キノメチオネート、クロロホルム、トリクロロエタン、ピテルタノール、sec-ブチルアミン、プレチラクロール、フルトラニル、ベノミル、ペンディメタリン、メフェナセット、メプロニル、塩化メチレン、四塩化炭素、臭素、二硫化炭素

6 検査結果

輸入農産物136種類493品目を検査したところ、41種類122品目（24.7%）から24種類の農薬を検出した。検出した農薬及び農産物は、表2、表3のとおりであった。

このうち、イチゴ（アメリカ産）から食品衛生法に基づく残留農薬基準（以下、「残留基準」）を超える臭素を検出した。また、レイシ（台湾産）からFAO/WHO合同食品規格委員会が勧告した最大残留基準（以下、「FAO/WHO残留基準」）を超えるパラチオンを検出した。

食品衛生法違反品等については適切な措置をとるとともに、輸入業者及び輸入業者の団体に対し、自主検査を徹底するよう指導した。

(1) 生鮮野菜

27種類99品目中、3種類7品目（7.1%）から7種類の農薬を検出した。

① タイ産のオクラ8品目中5品目から有機リン系殺虫剤のEPN、ホサロン、クロルピリホス、ジメトエート及びカーバメイト系殺虫剤のカルバリルが検出された。EPNは1品目から0.03ppm検出した。オクラにはEPNの残留基準はないが、残留基準の定められているピーマン、ナス等の残留基準値(0.1ppm)を下回っていた。ジメトエートは1品目から0.02ppm検出した。カルバリルは2品目から0.04ppm、1.4ppm検出した。オクラには残留基準はないがハウレンソウの残留基準値(1.0ppm)に比べるとやや多かった。クロルピリホスは、1品目から0.07ppm検出したが、オクラの残留基準値(0.1ppm)を下回っていた。

② オランダ産のピーマン8品目中1品目からピリミカーブを0.03ppm検出したが、残留基準値の1.0ppmを下回っていた。また、マツタケ（北朝鮮産）から総BHCを0.04ppm検出した。

(2) 冷凍野菜

8種類23品目中、4種類6品目（26.1%）から4種類の農薬を検出した。



- ① 中国産の冷凍インゲン3品目中2品目からジメトエートが0.02ppm、0.22ppm検出された。
  - ② 台湾産の冷凍ハウレンソウから、クロルピリホスが0.39ppm検出された。ハウレンソウの残留基準値は0.01ppmであり、当該品は残留基準値を超えたハウレンソウを原料として使用したものである。
  - ③ カナダ産、フランス産の冷凍バレイショからクロルプロファムをそれぞれ、0.01ppm、0.06ppm検出したが、残留基準値(50ppm)を下回っていた。クロルプロファムはわが国では除草剤として使用されているが、欧米諸国ではバレイショの発芽抑制の目的で収穫後に使用されている。
- (3) 乾燥野菜
- 2品目について検査したが、農薬は検出されなかった。
- (4) 生鮮果実
- 34種類205品目中、17種類62品目(30.2%)から16種類の農薬を検出した。
- ① かんきつ類58品目中19品目(32.8%)からイマザリルを検出したが、検出値は全果(果実全体)で0.56~2.8ppmであり、かんきつ類(全果)の残留基準値(5.0ppm)以下であった。なお、果肉では0.01~0.11ppmであった。
  - ② オーストラリア産オレンジ(全果)1品目、アメリカ産レモン(全果)4品目から2,4-Dを0.01ppm~0.11ppm検出したが、FAO/WHO残留基準値(2ppm)の1/20程度であった。
  - ③ オーストラリア産オレンジ(全果)2品目及びアメリカ産ブタン(全果)、ポメロ(全果)からメチダチオンを0.02ppm~0.07ppm検出したが、FAO/WHO残留基準値(2ppm)以下であった。
  - ④ アメリカ産オレンジ(全果)3品目からクロルピリホスを0.07~0.13ppm検出したが、残留基準値(0.3ppm)以下であった。同じくアメリカ産オレンジ(全果)1品目からカルバリルを2.1ppm検出したが、果肉からは検出しなかった。
  - ⑤ アメリカ産グレープフルーツ3品目からエチオンを0.02~0.38ppm検出した。また、台湾産ポンカンから同じく0.09ppm、アメリカ産及びメキシコ産ライム(全果)2品目から同じく0.03、0.22ppm検出したが、FAO/WHO残留基準値(2ppm)以下であった。
  - ⑥ アメリカ産レモン1品目からクロルピリホスを0.02ppm検出したが残留基準値(0.3ppm)以下であった。また、ジメトエートを1品目から0.03ppm検出したが、ミカン(果肉)の残留基準値(1.0ppm)以下であった。
  - ⑦ バナナ27品目中フィリピン産5検体からビデルタノールを0.14~0.49ppm検出したが残留基準値(0.5ppm)以下であった。また、フィリピン産の3品目からクロルピリホスをそれぞれ0.01ppm検出したが残留基準値(0.5ppm)以下であった。
  - ⑧ アメリカ産イチゴ4品目から臭素を10~41ppm検出し、うち1検体が残留基準値(30ppm)を超えていた。イプロジオンを1品目から0.02ppm検出したが残留基準値(20ppm)を下回っていた。また、カルバリルを0.05ppm、キャプタンを0.32ppm検出した。
  - ⑨ ニュージーランド産キウイ(全果)1品目からピリミホスメチルを0.41ppm検出したが、キウイ(果肉)の残留基準値(1.0ppm)以下であった。1品目からダイアジノン(0.02ppm)を検出したが、イチゴ、カキの残留基準値(0.1ppm)に比べ低い値であった。また、1品目からピンクロゾリンを0.14ppm検出したが、FAO/WHO残留基準値(10ppm)以下であった。
  - ⑩ アメリカ産ザクロ(果肉)から臭素を10~23ppm検出したが残留基準値(60ppm)以下で

あった。

- ⑪ アメリカ産チェリーから臭素を1～13ppm検出したが残留基準値（20ppm）以下であった。
- ⑫ チリ産ブドウ1品目からイプロジオンを0.06ppm検出したが残留基準値（20ppm）以下であった。キャプタンを2品目から、0.01ppm、0.03ppm検出したが、リンゴなどの残留基準値（5.0ppm）に比べ低い値であった。
- ⑬ 台湾産レイシ(全果)からパラチオンを0.61ppm、同じく果肉から0.20ppm検出し、FAO/WHOの残留基準値0.5ppmを超えていた。

(5) 乾燥果実

9種類26品目中、4種類7品目（26.9%）から臭素を1～15ppm検出した。

(6) 穀類及びその加工品

20種類76品目中、11種類35品目（46.1%）から6種類の農薬を検出した。

- ① 中国産玄そば3品目から臭素を1～61ppm検出したが残留基準値（180ppm）以下であった。また、1品目からベノミルを0.02ppm検出した。
- ② 玄米3品目から臭素を1ppm検出したが残留基準値（50ppm）以下であった。
- ③ アメリカ産コーングリッツ4品目から臭素を2～17ppm検出したが、とうもろこしの残留基準値（80ppm）以下であった。
- ④ アメリカ産及びオーストラリア産シリアル3品目からクロルピリホスメチルを0.03～0.09ppm検出した。また、1品目からフェニトロチオンを0.07ppm、1品目からはマラチオンを0.02ppm検出した。これらの農薬は収穫後に殺虫の目的で使用される。しかし、クロルピリホスメチルの検出値は、FAO/WHOの残留基準、パン（白）についての0.5ppmの約1/5であり、フェニトロチオン、マラチオンの検出値も小麦粉のそれぞれの残留基準値 1.0ppm、1.2ppmを下回っていた。
- ⑤ 中国産そば粉2品目から臭素を19～44ppm検出したが、残留基準値（180ppm）以下であった。また、1品目からベノミルを0.02ppm検出した。
- ⑥ 小麦粉から臭素を1～13ppm検出した。
- ⑦ ニュージーランド産麦芽1品目からピリミホスメチルを0.08ppm検出したが、原料の大麦の残留基準値（1.0ppm）を下回っていた。また、臭素を1～6ppm検出した。

(7) その他の加工品

- ① ベルギー産及びアメリカ産マッシュポテト3品目からクロルプロファムを0.08～0.20ppm検出した。
- ② イタリア産レモン果汁からイマザリルを0.07ppm検出した。

表1 種類及び品目数

(平成5年度)

分類	種類数	品目数	種類 [( ) 内は品目数]
野菜	生鮮	27	99 ニンニクの芽(16)、カボチャ(15)、アスパラガス(8)、オクラ(8) ピーマン(8)、キヌサヤ(5)、ベビーコーン(5)、トレビス(4)、エダマメ(3) チコリ(3)、アーティチョーク(2)、エシャロット(2)、ショウガ(2) セルリアック(2)、ニンニク(2)、マツタケ(2)、リーキ(2)、サトイモ(1) サボイ(1)、サルシフィー(1)、シイタケ(1)、タケノコ(1)、タマネギ(1) ペコロス(1)、マッシュルーム(1)、レタス(1)、レンコン(1)
	冷凍	8	23 インゲン(4)、ハウレンソウ(4)、エダマメ(3)、トウモロコシ(3)、ポテト(3) グリーンピース(2)、サトイモ(2)、ニンジン(2)
	乾燥	2	2 シイタケ(1)、キリボンダイコン(1)
果実	生鮮	34	205 バナナ(33)、オレンジ(16)、グレープフルーツ(16)、マンゴー(16) キウイ(15)、レモン(14)、ブドウ(10)、イチゴ(9)、パイナップル(8) ザクロ(7)、チェリー(7)、パパイヤ(7)、ライム(7)、アボカド(6) ハニーデューメロン(5)、カキ(3)、メロン(3)、レイシ(3)、ピターヤ(3) チェリモヤ(2)、ブルーベリー(2)、オロブロンコ(1)、キワノ(1) クランベリー(1)、タマリロ(1)、タンジェロ(1)、フェイジョア(1) ブラックベリー(1)、プリンスメロン(1)、ポメロ(1)、ポンカン(1) ブタン(1)、むき栗(1)、ラズベリー(1)
	冷凍	5	5 スターアップル(1)、マンゴスチン(1)、メロン(1)、ランブタン(1) レイシ(1)
	乾燥	9	26 レーズン(7)、アンズ(5)、バナナ(3)、プルーン(3)、リンゴ(3) パイナップル(2)、カキ(1)、パパイヤ(1)、マンゴー(1)
穀類・豆類・種実類等及びその加工品	32	97	米(10)、小麦粉(9)、麦芽(9)、玄そば(8)、シリアル(7)、ソバ粉(7) コーングリッツ(5)、マッシュポテト(5)、コーヒー豆(3)、ピーナッツ(3) 大豆(3)、ケーキミックス(2)、ポップコーン(2)、小豆(2)、クルミ(2) スパゲッティ(2)、トウモロコシ粉(2)、ホップ(2)、アーモンド(1) カシューナッツ(1)、カボチャの種(1)、クラッカー(1) クリスプブレッド(1)、ココナッツファイン(1)、ハスの実(1)、パン(1) ヒマワリの種(1)、ビーフン(1)、ビスケット(1)、ヘーゼルナッツ(1) ベビーライマ豆(1)、ライスペーパー(1)
加工食品	19	36	ジャム(5)、マーマレード(2)、トマトピューレ(2)、トマトケチャップ(1) 紅茶(5)、中国茶(1)、ワイン(4)、レモン果汁(3)、オレンジ果汁(3) グレープフルーツ果汁(1)、パイナップル果汁(1)、ライム果汁(1) リンゴ果汁(1)、スモモの缶詰(1)、チェリーの缶詰(1)、黄桃の缶詰(1) パイナップルの缶詰(1)、リュウガンの缶詰(1)、洋梨の缶詰(1)
合計	136	493	

表2 検出した農薬と農産物

(平成5年度)

	農薬名(用途)	農産物名	検出数/ 品目数(%)	検出範囲(ppm)	参 考 (残留基準等 ppm)
有機塩素系農薬	BHC(殺虫剤)	マツタケ	1/2(50)	0.04	食 カボチャ 0.1
	イプロジオン(殺菌剤)	イチゴ ブドウ	1/5(20) 1/5(20)	0.02 0.06	食 イチゴ 20 ブドウ 25
	ビンコゾリン(殺菌剤)	キウイ(全果)	1/12(8)	0.14	F/W キウイ 10
	キャプタン(殺菌剤)	イチゴ ブドウ	1/9(11) 2/10(20)	0.32 0.01, 0.03	食 リンゴ 5.0
有機リン系農薬	EPN(殺虫剤)	オクラ	1/8(13)	0.03	食 ピーマナス 0.1
	エチオン(殺虫剤)	冷凍エダマメ グレープフルーツ(全果) ライム(全果) ポンカン(全果)	1/3(33) 3/13(23) 2/5(40) 1/1(100)	0.08 0.02, 0.05, 0.38 0.22, 0.03 0.09	F/W 未成熟インゲン 2 F/W かんきつ類 2
	カルピリス(殺虫剤)	冷凍ホウレンソウ オクラ オレンジ(全果) レモン(全果) バナナ(全果)	1/4(25) 1/8(13) 3/12(25) 1/10(10) 3/33(9)	0.39 0.07 0.07~0.13 0.02 0.01, 0.01, 0.01	食 納豆 0.01 食 オクラ 0.1 食 オレンジ 0.3 食 レモン 0.3 食 バナナ 0.5
	カルピリスメチル(殺虫剤)	シリアル	3/7(43)	0.03~0.09	F/W パン(白) 0.5
	ジメトエート(殺虫剤)	レモン(全果) オクラ 冷凍インゲン	1/10(10) 1/8(13) 2/4(50)	0.03 0.02 0.02, 0.22	食 ミカン 1.0 食 トマト 1.0
	ダイアジノン(殺虫剤)	キウイ(全果) ブラックベリー	1/15(7) 1/1(100)	0.02 0.03	食 イチゴ、柿 0.1
	パラチオン(殺虫剤)	レイシ(全果) レイシ(果肉)	1/2(50) 1/1(100)	0.61 0.20	F/W 果実 0.5
	ピリリスメチル(殺虫剤)	キウイ(全果) 麦芽	1/12(8) 1/9(11)	0.41 0.08	食 キウイ 1.0 食 大麦 1.0
	フェントチオン(殺虫剤)	シリアル	1/7(14)	0.07	食 小麦粉 1.0
	ホサロン(殺虫剤)	オクラ ブラックベリー	1/8(13) 1/1(100)	0.06 0.38	食 スイカ 0.1
	マラチオン(殺虫剤)	シリアル	1/7(14)	0.02	食 小麦粉 1.2
	メチダチオン(殺虫剤)	オレンジ(全果) ブタン(全果) ポメロ(全果)	2/12(17) 1/1(100) 1/1(100)	0.02, 0.06 0.07 0.02	F/W オレンジ 2 ザボン類 2

	農薬名(用途)	農産物名	検出数/ 品目数(%)	検出範囲(ppm)	参 考 (残留基準等 ppm)
カー バ メ イト 系 農 薬	カルバリン(殺虫剤)	イチゴ	1/5(20)	0.05	食 ミカン 1.0 食 柿 1.0
		オレンジ(全果)	1/12(8)	2.1	
		オクラ	2/7(29)	0.04, 1.4	
	ピリミカーブ(殺虫剤)	ピーマン	1/6(17)	0.03	食 ピーマン 1.0
	クロプロファミン(除草剤)	バレイショ マッシュポテト	2/3(67) 3/5(60)	0.08, 0.20 0.01, 0.06, 0.16	食 バレイショ 50
そ の 他 の 農 薬	2,4-D(鮮度保持剤)	オレンジ(全果)	1/12(8)	0.11	F/W かんきつ類 2
		レモン(全果)	4/12(33)	0.01~0.08	
	イマザリル(殺菌剤)	オレンジ(全果) オレンジ(果肉) グレープフルーツ(全果) グレープフルーツ(果肉) レモン(全果) レモン(果肉) レモン果汁	4/12(33) 3/4(75) 3/5(60) 3/3(100) 3/4(75) 3/4(75) 1/3(33)	0.56~1.4 0.04, 0.05, 0.06 0.77, 0.93, 1.7 0.01, 0.02, 0.05 1.9, 2.0, 2.8 0.06, 0.08, 0.11 0.07	食 オレンジ 5.0 食 グレープフルーツ 5.0 食 レモン 5.0
	ピタクトール(殺菌剤)	バナナ	5/27(19)	0.14~0.49	食 バナナ 0.5
	ベノミル(殺菌剤)	玄そば そば粉	1/8(13) 1/7(14)	0.02 0.02	F/W 大豆(乾燥) 0.2
	臭素	イチゴ オレンジ キウイ(全果) ザクロ チェリー ピターヤ(ドラゴンフルーツ) バナナ パパイヤ アンズ(乾燥) バナナ(乾燥) パイナップル(乾燥) レーズン(乾燥) 玄そば 玄米 マッシュポテト コーングリッツ シリアル そば粉 とうもろこし粉 小麦粉 麦芽 クリスプブレッド ビスケット スパゲッティ	5/5(100) 1/14(7) 1/2(50) 3/6(50) 3/3(100) 1/1(100) 2/27(7) 1/6(17) 1/5(20) 2/3(67) 2/2(100) 2/7(29) 3/8(38) 3/10(30) 1/5(20) 4/5(80) 3/7(43) 2/7(29) 1/2(50) 5/9(56) 7/9(78) 1/1(100) 1/1(100) 1/2(50)	10~41 7 24 10~23 1~13 2 1, 3 1 1 2, 15 1, 4 2, 2 4~61 1, 1, 1 3 2~17 2~7 19, 44 42 1~13 1~6 2 3 6	食 イチゴ 30 食 オレンジ 30 食 キウイ 30 食 ザクロ 60 食 チェリー 20 食 ピターヤ 60 食 バナナ 20 食 パパイヤ 20 食 小麦 50 食 玄米 50 食 とうもろこし 80 食 そば 180

食：食品衛生法に基づく残留基準

F/W：FAO/WHOの最大残留基準

表3 農薬を検出した農産物

(平成5年度)

	品名	生産国	検出農薬	ppm	検査機関
生 鮮 野 菜	オクラ	タイ	ホサロン	0.06	都立衛生研究所
	オクラ	タイ	クロルピリホス	0.07	
	オクラ	タイ	カルバリル	0.04	
	オクラ	タイ	ジメトエート カルバリル	0.02 1.4	
	ピーマン	オランダ	ピリミカーブ	0.03	
	オクラ	タイ	E P N	0.03	市場衛生検査所
	マツタケ	北朝鮮	総BHC	0.04	
冷 凍 野 菜	インゲン	中国	ジメトエート	0.02	都立衛生研究所
	インゲン	中国	ジメトエート	0.22	
	ホウレンソウ	台湾	クロルピリホス	0.39	
	エダマメ	台湾	エチオン	0.08	
	バレイショ	カナダ	クロルプロファム	0.01	
	バレイショ	フランス	クロルプロファム	0.06	
生 鮮 果 実	イチゴ	アメリカ	イプロジオン 総臭素	0.02 23	
	イチゴ	アメリカ	総臭素	18	
	イチゴ	アメリカ	総臭素	41	
	イチゴ	アメリカ	カルバリル 総臭素	0.05 19	
	イチゴ	アメリカ	総臭素	10	
	オレンジ(全果)	アメリカ	クロルピリホス イマザリル	0.07 0.86	
	オレンジ(全果)	アメリカ	総臭素 イマザリル	7 1.4	
	オレンジ(全果)	アメリカ	クロルピリホス イマザリル	0.09 1.1	
	オレンジ(全果)	アメリカ	カルバリル イマザリル	2.1 0.56	
	オレンジ(全果)	オーストラリア	2, 4-D メチダチオン	0.11 0.06	
	オレンジ(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.04	
	オレンジ(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.05	
	オレンジ(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.06	
	キウイ(全果)	ニュージーランド	ダイアジノン	0.02	
	キウイ(全果)	ニュージーランド	ピリミホスメチル 総臭素	0.41 24	
	キウイ(全果)	ニュージーランド	ビクロゾリン	0.14	
	グレープフルーツ(全果)	アメリカ	エチオン イマザリル	0.38 1.7	
	グレープフルーツ(全果)	アメリカ	エチオン イマザリル	0.05 0.93	
	グレープフルーツ(全果)	アメリカ	イマザリル	0.77	

	品名	生産国	検出農薬	ppm	検査機関
生 鮮 果 実	グレープフルーツ(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.05	都立衛生研究所
	グレープフルーツ(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.02	
	グレープフルーツ(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.01	
	ザク ロ(果肉)	アメリカ	総臭素	23	
	ザク ロ(果肉)	アメリカ	総臭素	15	
	ザク ロ(果肉)	アメリカ	総臭素	10	
	チェリー	アメリカ	総臭素	13	
	チェリー	アメリカ	総臭素	4	
	チェリー	アメリカ	総臭素	1	
	ピターヤ(全果)	ベトナム	総臭素	2	
	バナナ(全果)	フィリピン	ビテルタノール	0.49	
	バナナ(全果)	フィリピン	ビテルタノール	0.47	
	バナナ(全果)	フィリピン	クロルピリホス	0.01	
	バナナ(全果)	フィリピン	ビテルタノール	0.21	
	バナナ(全果)	フィリピン	ビテルタノール	0.14	
	バナナ(全果)	フィリピン	クロルピリホス ビテルタノール	0.01 0.31	
	バナナ(全果)	フィリピン	総臭素	1	
	バナナ(果肉)	フィリピン	総臭素	3	
	パパイヤ	アメリカ	総臭素	1	
	ブドウ	チリ	イプロジオン	0.06	
	レイシ(全果)	台湾	パラチオン	0.61	
	レイシ(果肉)	台湾	パラチオン	0.20	
	ライム(全果)	メキシコ	エチオン	0.22	
	ライム(全果)	アメリカ	エチオン	0.03	
	レモン(全果)	アメリカ	イマザリル 2, 4-D	2.8 0.04	
	レモン(全果)	アメリカ	クロルピリホス	0.02	
	レモン(全果)	アメリカ	ジメトエート イマザリル 2, 4-D	0.03 1.9 0.03	
	レモン(全果)	アメリカ	イマザリル 2, 4-D	2.0 0.08	
	レモン(全果)	アメリカ	2, 4-D	0.01	
	レモン(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.06	
	レモン(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.08	
	レモン(果肉)	アメリカ	イマザリル	0.11	
グレープフルーツ(全果)	アメリカ	エチオン	0.02	市場衛生検査所	
ポンカン(全果)	台湾	エチオン	0.09		
イチゴ	アメリカ	キャプタン	0.32		
ブドウ	チリ	キャプタン	0.01		
ブドウ	チリ	キャプタン	0.03		

	品名	生産国	検出農薬	ppm	検査機関
生 鮮 果 実	オレンジ(全果)	アメリカ	クロルピリホス	0.13	市場衛生検査所
	オレンジ(全果)	オーストラリア	メチダチオン	0.02	
	バナナ(全果)	フィリピン	クロルピリホス	0.01	
	ブラックベリー	アメリカ	ダイアジノン ホサロン	0.03 0.38	
	ブタン(全果)	アメリカ	メチダチオン	0.07	
	ポメロ(全果)	アメリカ	メチダチオン	0.02	
乾 燥 果 実	アズ	アメリカ	総臭素	1	都立衛生研究所
	バナナ	フィリピン	総臭素	2	
	バナナ	フィリピン	総臭素	15	
	パイナップル	フィリピン	総臭素	1	
	パイナップル	タイ	総臭素	4	
	レーズン	アメリカ	総臭素	2	
	レーズン	アメリカ	総臭素	2	
穀 類 及 び そ の 加 工 品	玄そば	中国	総臭素	61	
	玄そば	中国	総臭素	5	
	玄そば	中国	総臭素	4	
	玄そば	中国	ベノミル	0.02	
	玄米	アメリカ	総臭素	1	
	玄米	中国	総臭素	1	
	玄米	中国	総臭素	1	
	コーングリッツ	アメリカ	総臭素	17	
	コーングリッツ	アメリカ	総臭素	10	
	コーングリッツ	アメリカ	総臭素	8	
	コーングリッツ	アメリカ	総臭素	2	
	シリアル	アメリカ	クロルピリホスメチル 総臭素	0.04 2	
	シリアル	オーストラリア	フェニトロチオン クロルピリホスメチル 総臭素	0.07 0.09 5	
	シリアル	アメリカ	マラチオン クロルピリホスメチル	0.02 0.03	
	シリアル	アメリカ	総臭素	7	
	そば粉	中国	総臭素	19	
	そば粉	中国	総臭素	44	
	そば粉	中国	ベノミル	0.02	
	とうもろこし粉	カナダ	総臭素	42	
	小麦粉	カナダ	総臭素	13	
	小麦粉	アメリカ	総臭素	10	
	小麦粉	カナダ	総臭素	9	
	小麦粉	カナダ	総臭素	7	
	小麦粉	オーストラリア	総臭素	1	



	品名	生産国	検出農薬	ppm	検査機関
穀類及びその加工品	麦芽	ニュージーランド	ピリミホスメチル	0.08	都立衛生研究所
	麦芽	カナダ	総臭素	6	
	麦芽	ニュージーランド	総臭素	4	
	麦芽	カナダ	総臭素	3	
	麦芽	フランス	総臭素	2	
	麦芽	イギリス	総臭素	1	
	麦芽	イギリス	総臭素	1	
	麦芽	フランス	総臭素	1	
	クリスピーブレッド	イギリス	総臭素	2	
	ビスケット	イギリス	総臭素	3	
	スパゲッティ	イタリア	総臭素	6	
	その他の加工品	マッシュポテト	ベルギー	クロルプロファム	
マッシュポテト		アメリカ	クロルプロファム	0.16	
マッシュポテト		ベルギー	クロルプロファム	0.20	
マッシュポテト		フランス	総臭素	3	
レモン果汁		イタリア	イマザリル	0.07	

4 都区の輸入食品監視結果

食品分類別検査結果及び主な違反の内訳

(平成5年度)

食品分類	検査検体数	違反検体数	違反率(%)	主な違反の内訳				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	残品の措置
魚介類	2,471	110	4.5	赤貝(殻付)	韓国	4条	基準値を超える麻痺性貝毒を検出	販売禁止
冷無加熱摂取	7	-	-					
凍結前加熱済・加熱後摂取	292	-	-					
凍結前未加熱・加熱後摂取	390	-	-					
食品生食用冷凍鮮魚介類	29	6	20.7	赤貝	韓国	7条2項	添加物(着色料)の不正使用	販売禁止
魚介類加工品	159	1	0.6	エビ加工品	中国	11条2項	添加物表示不適切(着色料)	残品なし
肉・卵類及びその加工品	2,659	4	0.2	豚肉	アメリカ	7条2項	抗生物質(カルボキサリド)を検出	販売禁止
乳製品	1,114	2	0.2	ナチュラルチーズ	フランス	4条	リステリア菌を検出	残品なし
乳類加工品	21	-	-					
アイスクリーム類・氷菓	62	-	-					
穀類及びその加工品	1,850	-	-					
野菜類・果物及びその加工品	5,600	19	0.3	乾燥果実(マンゴー)	タイ	7条2項	添加物(ソルビン酸)の不正使用	販売禁止
菓子類	1,282	11	0.9	キャンディー	ドイツ	6条	法定外添加物(キリツイロ-)使用	販売禁止
清涼飲料水	854	1	0.1	高麗人参	韓国	11条2項	添加物表示不適切(安息香酸)	適正表示を指導
酒	419	-	-					
氷	-	-	-					
水	5	-	-					
缶詰・びん詰め調味料	960	2	0.2	青唐辛子酢漬	シンガポール	11条2項	添加物表示不適切(亜硫酸塩)	適正表示を指導
調味料	590	5	0.8	辛子味噌	香港	11条2項	添加物表示不適切(サッカリン)	適正表示を指導
そう菜類及びその加工品	515	-	-					
上記以外の食品	840	5	0.6	ザーサイ	台湾	7条2項	添加物(安息香酸)の不正使用	販売禁止
添加物	25	-	-					
化学的合成品及びその製剤	123	-	-					
その他の添加物	153	-	-					
器具及び容器包装	10	-	-					
おもちゃ	10	-	-					
合計	20,430	166	0.8					